

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから順次質問を許可いたします。

---

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 初めに、8番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

8番。

〔8番 鹿兒島 巖君登壇〕

○8番（鹿兒島 巖君） おはようございます。

8番、鹿兒島巖であります。

私は、本定例会において4つの課題で一般質問を行います。

第1の課題は、空き家対策についてであります。

今年2月の定例会で、積雪期での空き家対策についての一般質問に対して、全町調査を行い、施策を検討したいとの答弁をいただきました。そして今回、町政報告の中で、この空き家についての調査報告結果と空き家対策計画の見直しを進めるとの報告をいただいたわけですが、このことに関わっての質問であります。報告では、事前の推測に近い全町で214戸の空き家を確認できたとのことでありますので、そこで伺います。

1点目は、利活用が可能と思われる家屋と解体が必要と思われる家屋の把握状況はどのよ

うになったか、お知らせいただきたいと思います。2点目は、特に安心・安全の観点から、解体への支援の強化が必要と考えますが、どのように考えているか。以上、2点について答弁をいただき、改めて関連の質問をさせていただきたいと思います。

次に、第2の課題は、原油高騰の影響から暮らし・生業を守る福祉灯油などの支援策についてであります。

昨今の原油価格の高騰に伴うガソリンや灯油価格の高騰、加えてコロナ禍であえぐ中での食料品の相次ぐ値上げや電気料金などの光熱水費の引上げが家計を圧迫しているところへの支援策も必要と痛感するところでもあります。今日現在、ガソリン店頭価格1L161円前後、そして灯油は103円前後という状況になっているわけでもあります。そこで、この状況に対して具体的な支援策、福祉灯油の実施や地元事業者への燃料費助成制度の創設、民間福祉施設の暖房費への助成等が必要と考えるわけでもあります。この課題に関わって、国や県での動きや県内各市町村での具体的な動きも伝わっておりますけれども、早急にその実施を決断していただきたいと考えますので、答弁をお願いいたします。

次に、第3の課題であります。若者定住政策に関わってであります。

昨年6月定例議会で、定住促進住宅の増設を求めたことに対して、答弁では、民間賃貸住宅の建設支援で対応したいとのことでありました。この答弁と関わって改めて質問をいたします。

まず第1に、民間賃貸住宅の建設実績はどのようになっているか、お知らせいただきたいと思います。

2点目は、定住促進住宅として建設した岩ノ下ハイツの町有地は、その半分が空き地となっているところではありますが、その空き地は増設し、活用すべきと考えておりますけれども、また空き地としておくのであれば、その一角にミニ児童公園などの施設として活用することも考える必要あるのではないかと思いますので、提案をさせていただきたいと思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

第4の課題は、スクールカウンセラー実施状況に関わってであります。

文科省が10月6日、小中学生の不登校に関するアンケート調査結果を公表いたしました。この調査結果と関わって、当町での実施状況と対応について質問をいたします。

まず第1点目は、文科省の調査によれば、不登校について「誰にも相談しなかった」が40%前後、「相談した」では「家族」が小6で53%、中2で45%、そして、そのほか「先生」が、小学校で13%、中学校で15%、「カウンセラー」が小学校で8%、中学校で7%

だったという結果を報告しております。この結果を見た中では、やはりこれは相談体制の充実がどうしても必要と考えるわけであります。この調査結果をどのように受け止めているか、まずお聞かせいただきたい。そして、それ以降の対応についても再質問で改めてお伺いをしたいと思います。

第2点目は、町教委はスクールカウンセラー実施状況を毎年公表しております。各年度の事務報告を基に、私なりにスクールカウンセラーの実施状況について推移を調査させていただきました。その推移を見ますと、不登校については2013年以降増加傾向を示し、2019年度では136件にまで達しております。しかし、2020年度で67件と大きく減少する、こういう結果が出ております。また、他の項目でも、2019年度までと2020年度で大きな差異が見られました。こういった差異はどのように受け止めているのか、所見をお伺いしたいと思います。そして、改めて提案をさせていただきたいと思います。

さらに、3点目でありますけれども、2点目の状況の推移から見て、スクールカウンセラーの見直しが必要と考えております。この点についてもお答えをいただき、改めて質問をさせていただきたいと思います。なお、ただいま触れました調査結果の状況につきましては、後ほど議長の許可を得て皆さんに配付をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） 鹿兒島議員からは事前に資料の配付の許可を求められておりましたので、これを許可いたしますので配付いたします。

〔資料配付〕

○議長（目時重雄君） それでは、8番議員の一般質問に対し、町長並びに教育委員会教育長の答弁を求めます。

まず、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、空き家対策について、1点目の利活用が可能と思われる家屋と解体が必要と思われる家屋の把握状況のお尋ねであります。

今回の空き家調査は、前回調査で空き家と確認された物件を含め、空き家が疑われる278

件の家屋を調査いたしました。そのうちの214件が空き家で、居住可能と思われる家屋は55件、残りの159件は居住できないものと判断されました。この159件の危険度判定は、今回の調査では行っておりません。

2点目の特に安心・安全の観点から解体への支援の強化が必要と考えるがどうかについてであります。

現在町では、危険判定された空き家には上限50万円、それ以外の空き家には上限15万円の解体費を助成しております。ほかに、中古住宅の問合せが増えていることから、移住定住促進施策として、空き家バンクへの登録を条件に、令和2年度から10万円の後片付け補助金を始めております。空き家の処分が進まない要因の一つに、家財をそのままにして小坂町を離れている物件が相当数あると予想しており、住宅内部の片づけ費用を補助することで空き家の活用が図られるものと思われます。解体補助金は多数ご利用いただいておりますので、今のところ解体費助成の増額することは考えておりませんが、今回の調査結果を受けて、より一層の周知に努めてまいります。

次に、原油高騰の影響から暮らし・生業を守る福祉灯油などの支援策についてのお尋ねであります。

原油価格が高騰し、経済へ影響が拡大していることから、国では石油備蓄の放出や石油元売り各社への補助金交付など、価格上昇を抑制する対策を講じると示しており、今後どの程度価格下落となるのか注視されているところであります。

石油類価格高騰で町民生活にも大きな影響が出ており、12月に入り、これからの厳冬期を迎える中で、特に暖房で使用する灯油価格も約8年ぶりの高値となり、家計を圧迫する状況となっております。このため町民向けに灯油購入費助成を実施したいと考えており、現在対象者などの内容を検討しております。

議員ご承知のとおり、平成19年度と平成25年度に福祉灯油購入費助成事業としてそれぞれ7,000円の助成券を交付いたしました。

平成19年度は、地方公共団体が原油高騰対策を自主的に実施した場合、国から特別地方交付税措置がなされたことから全国的に実施され、また平成25年度は原油高騰により県内経済への影響を懸念し、県が助成基準額の5,000円の2分の1を負担して実施しております。

今年の灯油小売価格の動向を見ますと、十和田湖を除く町内事業者の配達は、18L当たりの平均価格が今年の1月時点では1,434円でしたが、その後少しずつ値上がりし、11月には1,956円となり、1月と比較し522円、1L当たり29円の増で、今年最高額となっております。

す。また、資源エネルギー庁が価格調査を委託している一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが11月25日に公表した11月22日現在の秋田県の灯油配達18L当たりの平均価格が1,993円で、本町では県平均より37円下回っている状況であります。

議員がおっしゃるとおり、原油価格の高騰は一般家庭のみならず事業者等への影響も大きいことから、これまでの助成事業の内容にとどまらず、町内全体に幅広な支援をしたいと考えております。非課税世帯の区別なく全世帯に燃料券を配布するほか、国の経済対策等の詳細が分かり次第、できるだけ速やかに事業者等に対しても支援できるように対処してまいります。

次に、若者定住政策に関わって、1点目の民間賃貸住宅の建設実績のお尋ねであります。

民間事業者へ賃貸住宅の建設を促すため、これまでの町有地の無償貸付けや低廉な価格での売却などのメニューを用意していましたが、今のところ残念ながら民間での動きはございません。

今年度からはさらに建設費を助成する制度を設けましたが、こちらはまだ活用には至っていない状況でございますので、事業者などへの働きかけがもっと必要であると考えております。

2点目の岩ノ下住宅の町有地の半分の空き地の活用についてのお尋ねであります。

議員がおっしゃるとおり、残り半分の土地も住宅建設には最適と思われれます。それがゆえに、先ほど申し上げた助成制度を活用し、民間事業者が賃貸住宅を建設できるよう、もう少し反応を待ってみたいと考えております。また、公園として活用することもいいアイデアであると思いますので、雪捨て場等の確保も考慮しながら進めたいと考えております。

遊休町有地はほかにもあり、民間事業者が活用しにくい土地には町が建設することも考えており、上小坂地内の旧木村化工機跡地に町が借り上げる方式で民間賃貸住宅を建設することで協議を進めているところです。造成及び外構工事を町が担当することとし、関連する事業費を来年度予算に計上してまいりたいと考えております。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

スクールカウンセラー実施状況に関わって、当町の状況と対応についてお答えいたします。

1点目の10月6日の文部科学省の小中学生の不登校に関するアンケート調査結果により、相談体制の充実が必要としていることをどう受け止めたかというお尋ねであります。

このアンケートは、文部科学省が不登校を経験した小学6年生713件、中学2年生1,303件を令和2年12月1日から12月28日までの間に調査した結果であります。これは全国的なアンケートでありますので、当町の小中学校に当てはまるか分かりませんが、相談した相手が「家族」が50%前後、「誰にも相談しなかった」が40%前後あるということですので、家族以外にも相談できるような環境づくりや体制整備が重要であると感じております。

2点目のスクールカウンセラー実施による件数の増減や差異について、3点目のスクールカウンセラーの見直しについてのお尋ねですが、関連がございますので併せてお答えいたします。

2019年度までは県費で配置されるスクールカウンセラーに対し、町単独経費で派遣回数を増やし、相談業務を実施しておりました。しかしながら、専門家であるスクールカウンセラーにつなげる前に教育相談を充実させたいと考え、体制を見直し、2020年度からは町単独経費での派遣を取りやめております。2020年度のスクールカウンセラーへの相談件数が減っておりますのは、派遣回数の減少も一因と考えております。

以前より、相談体制については教職員だけではなく教育委員会、保健センター、福祉事務所、社会福祉協議会等でこさかあったかネットワークというチームで、不登校児童生徒の個々の事情にあわせて対応をしてきております。

不登校の状況、支援ニーズについては今後も多様化が考えられます。そのため十分な信頼関係を築きながら、個々に応じた支援体制や複数の支援手段が必要であり、専門的知識を持ったスクールカウンセラーの配置も重要であります。そのため、県を通じて国へ配置時数の拡充をお願いしながら、相談体制の充実に向けてまいります。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 答弁ありがとうございます。

それでは、改めて順次、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、空き家対策であります。214件のうちいわゆる再利用が可能と思われるもの、こ

れが55件。そして、解体が必要と思われるものが159件というお話でありました。再利用が可能なことについては、これは町長おっしゃるように様々な利活用の方向での取組がされていると。これはそのままやっぱり継続をしていていただきたい。そして、子どもの定住等々の施策とも関連しながら、こういった家屋が活用できるような制度の樹立をぜひお願いをしたいと思いますが、問題は155件というこの危険家屋の問題であります。

その前に今言った再利用が可能な住宅については、所有者が利活用への意欲を持ってもらうような施策が必要だと思います。ただ、今の支援策で利活用に意欲を示すかどうかという点で、現在の制度をさらに検討をしていただきたい。やっぱりこれは利活用したほうがいいと思えるような、所有者が意欲がないと、実際に様々な手を打たないわけでありますので、そういう点はまずお願いをしながら、そして今言ったような問題の危険家屋についての対応をこれからお話しをしたいと思いますが、これもやっぱり解体への理解と意欲を喚起しなければ、危険度が増す状況がますます増えていくということになると思います。

そういう意味では、今後のこの空き家対策については、この危険度のある、解体が必要な家屋に対してどう解体を進めていくかということについての制度的な、現在の制度で十分なのかどうかの点についての見直しがぜひ必要だというふうに思いますので、今後検討するということでもありますから、そういう方向での検討をまずお願いしたいと思いますが、そういう中で、前段もありましたように、安全・安心の観点から、解体の促進に向けた具体的な施策、支援の強化が必要だということもまた明らかになったと思います。現在の解体支援策では不十分というふうに言わざるを得ないのではないかと。思い切った解体の強化策が必要ではないかと。

例えば、代執行等々の行政手段も含めた施策の強化が必要ではないか。代執行で言えば、国は2015年に特定空き家に対する行政代執行を可能とする法整備を行っております。これはなぜかという、全国的にやはり過疎化が進む中で、空き家の状況が非常に危険になっているということで、国としてもこれを放っておけないということの中で、まず国は現在の状況の中で、権力を背景とした形になるけれども、行政代執行等念頭に行政代執行制度の整備ということを行っているわけであります。

まず、この国が行った2015年の行政代執行の法制化整備についてどのように考えているのか。町として、こういう方向について一歩踏み出すことはできないのかどうか、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） ただいま議員おっしゃるとおり、2015年に国で空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが示されまして、これに基づきまして当町でも空き家等対策計画を策定いたしました。この計画の中で、空き家に対する対処の仕方につきまして、危険空き家でなく、この法律の中では特定空き家という言葉を使っておりますが、特定空き家に認定した物件に対しては町が積極的に関与して行って、初めは助言、指導から始まって、その後勧告、命令、そして、それにも従わない場合は最終手段として行政代執行ということがやれるということで、この法律に基づきまして計画にもうたっているところでございます。

ただ、この法律が2015年にできる前に、当町では2年前に条例を制定しまして、空き家等の適正管理に関する条例というのを定めていて、これに基づいて危険空き家の認定など、国の法律よりも先行してやっておりました。それで、現在も危険空き家という概念で対処してきたおったわけですが、今回の空き家の数の多さ、調査の結果で多さとかも踏まえまして、これまで空き家対策計画、なかなか計画をつくっただけで実行には移しておれませんでしたので、もう少し踏み込みまして、危険空き家の認定は近隣の方とか、あと道路に面していて、本当に危険が及ぶという場合の調査、認定を行っておりましたが、今回の調査結果で、解体が必要だと判定されたものについては、こちらから自治会なり働きかけまして、もう少し解体の方向に向かっていけるような、そういう取組も進めていきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 実効性のある見直しにしていきたい。そして、今言ったように、例えば行政代執行についても、やっぱりきちっと一遍やってみるということを見ていると、どういふ状況かということ。そういう意味からも、これはきちっと法に基づいた処理をしていくという段取りが必要ではないかということでもあります。

ぜひ、今そういう方向で動いているところもあるようでありまして、さらにその施策を進めていただきたいと思いますが、もう一点、この課題に関わって、国の動きとして、法務省は所有者不明土地対策特別措置法というのを来年の通常国会に出すという、そういう動きがあるようでありまして。国としても、増え続ける所有関係や相続関係が不明な状況になっている土地等が生じていると。

国はまず第一に、この税金の問題があるものですから、どこから税を取っていいか分からんというようなことが増えているからという裏づけもあるようでありまして、町として考えれば、税の問題以外に、さっき言った危険家屋の状況のまま残っていることが非常に長くなっていると。20年、30年放置されている状況の中でこういうふうになっていると。これが



町の具体的な例だと思いますが、こういう意味で、税のことも含めて、災害、安全などへの諸問題への対策として、国の法整備がさらに進んでいくという動きになっているわけであり  
ます。

こういった国の施策に敏感に反応していただきたい。そして、その施策の上乗せ施策を町として具体的に取り得るような、そういう見直しの方向を目指していただきたいというふうに  
思います。この点について、町長いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 8番議員の質問でございますけれども、まず国の示された方向に沿い  
ながら対応してまいりたいと考えます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今申し上げました、この所有者不明土地対策特別措置法、所有者が  
亡くなって、その後の相続手続がされていない中で放置されていると。相続の関係で10年、  
20年という経過の中で、相続対象者も非常に分からなくなってきていると。20人、30人と  
いう関係者がいて、その関係者の所在が今の世の中、世界中に散らばっておりますので、把  
握できない状況の中で放置をされているということが国としても非常に問題になっていると。  
これは国だけではなくて、町でいっても、それに関係するような状況があるわけでありませ  
るので、やはり町として放置できない課題だというふうに思いますので、この空き家対策等々  
の中で、こういった課題についてもさらに具体的な対策を取れるような対策をぜひお願いを  
して、この問題については終わりたいと思います。

次に、福祉灯油などの支援策についてであります。

ただいま答弁いただきましたように、原油高騰の問題は世界的な規模で影響が広がって  
いるわけでありませす。日本のみならず各国での政治問題としてもなっており、例えば米国な  
での国家備蓄石油の放出で価格の引下げの動きがあると。我が国や中国などにもこういった  
施策の影響は生じてきている。国内で言えば、厳しい冬を前に、岩手県など光熱費助成の補  
正予算を発表したり、あるいは県でも同様の動きがある。これ、答弁の中にも触れられまし  
たけれども、そういう動きになっていると。

近隣で見ると、最近の動きでは、北秋田市では住民税非課税世帯に対して6,000円の補助  
をする、あるいは、にかほ市では同じく非課税世帯に1万円、鹿角市では5,000円等々の具  
体的な施策の発表もありました。大館市なども具体的な、議会最終日にこの幾らについては  
発表するというふうに言っているわけでありませす、この課題については、これらに連動し

ながら、さらに町独自の上乘せということが必要だと考えていたわけでありましたが、先ほどの町長の答弁の中では、そういう意味では、町独自の上乘せになる施策の用意をしていると。これは非常にありがたいことだと思います。特に昨今の状況を見る中で、具体的なこういった課題が必要だと。

当然これは国あるいは県も一定の助成を検討している状況はあるわけでありましたが、町としてそういった国・県の助成に上乘せをした町でできる独自の施策というのがぜひ必要だと。この際、町長が考えている独自の施策等について触れていただくことができるならばお答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今私のところで考えているのは、全世帯に対し、燃料券として1世帯当たり1万円を皆さんのほうに配布したいという思いをしております。そしてまた、できるだけ早く皆さんにその配布したものを使っていただくために、最終日に補正予算の提出を考えているところであります。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

今お話しのように全世帯ということ、また一般的には非課税世帯とかいろいろありますが、全世帯ということは一つの独自の施策として非常にありがたいというふうに思います。また、金額的にも1万円ということを目指すということではありますが、ぜひそういう内容で最終日の議会の中で予算提案をしていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

先ほど申しましたように、国が例えば備蓄の石油の放出等々を行うというふうに言っております、この備蓄がどうなっているのかと調べましたら、これ、小坂にある石油何とか機構、あそこの仕事の管轄の中なのだそうであります、この備蓄の問題というのは。全国に20か所ぐらい備蓄の基地があって、秋田で言えば男鹿にもあると。

そういうことで、法律的には90日分以上の備蓄をするという規定があって、現在150日ぐらいの備蓄がなっているということで、その90日を超えない以内での放出が本来はできるというような制度だそうではありますが、こういったことを含めて、国は価格のいわゆる引下げに努力するようでありますけれども、しかし、それを待っているわけにはまいりませんので、ぜひ町としてできる助成を、先ほど言ったように町長のお話を具体化させていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

併せて、いわゆる事業所の問題、あるいは福祉施設の問題、これも何とかできるか検討をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

次に、3つ目の課題、若者定住政策に関わってであります。

まず初めに、残念ながら民間賃貸建設というのが具体化していない。せっかく町として方針を出した施策が実っていないということについては、非常に残念であります。言ってみれば、やっぱり民間で賃貸住宅を建設するという意欲を引き立てるような状況というのはなかなかつくりえないということなのかもしれません。しかし、特に小坂町の場合は、前から言われておりますけれども、町の構成状況として、昼間人口が非常に多い町だと言われているわけで、まだまだ施策によっては移住してくれる方々も多いのではないかという実感しております。

今、公共下水道の建設で荒川の辺を工事しておりますが、朝なんかもう交通規制がありますので、小坂に来る方向に向けて非常に長い列ができます。万養寺の辺まで並びます。そういう状況。しかし、小坂から鹿角に行くのはそんなに並びません。それだけ差があるわけがあります。そういう状況を見ると、やっぱりまだまだ小坂には若い方々が働く場所として意欲を持って来ていらっしゃる、そういう方々に何とか小坂に住んでいただけないかという思いで提案をさせていただいているわけであります。

そういう中で、民間での建設支援を継続しながら、やっぱりこの際、町として定住住宅促進の施策の強化、明確化をしていく必要があるのではないかと。先ほど指摘をした岩ノ下の町有地の空き地の部分、民間の方々がなかなか手を出しにくいという状況があるならば、ここにせっかくの有効な土地あるわけありますので、町として定住促進住宅をもう一努力していただくということは考えられないのか、どうなのか。この辺もう一遍、ちょっと町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 先ほどの答弁と同じこととなりますけれども、岩ノ下であれば、条件的にもすごくいいところありますので、もう少し待ってみて、そこでやれる方々が手を挙げられればいいなという思いをしているところがございます。

あと、今考えておりますのは、町が前の上小坂にあります木村化工機さんから町に譲り受けた土地を活用して、そこに民間住宅を建てることによって、役場、それから郵便局、銀行等々も非常に近いところありますので、条件的にはすごく移りやすいのかなという思いはしております。

また、民間の住宅でありますと、町の職員もそこに入られるなという思いをしているところで、そういう活用の仕方もあるのではないかという思いをして、ちょっと今構想してやっております。

以上であります。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今しばらく努力をさせていただきたいということでありますので、答弁を受け止めておきたいと思います。

もう一点、空き地の活用の問題であります。岩ノ下の住宅、あそこに若い世帯が入りまして、今お子さん何人いらっしゃるかご存じですか。小学生が十数人いらっしゃいます。非常ににぎやかで、その子どもたちが遊び場がないと言っています。前に空き地があるけれども、何もないと言っています。その住宅だけじゃなくて、近所のお子さんも何人かいらっしゃるようで、そういった子どもたちがあの空き地で遊んでいるのですが、ただの空き地で、もう少し何とかならないかと。ミニ児童公園的なものができるか。住宅用地なのだけれども、住宅ができないで空き地にしているのだったら、その間何とかそういう活用をさせていただきませんかという話を聞きました。

非常にもっともなことだと思います。お子さんたちが、小学生が十数人いらっしゃる。中学生も含めるともう少し、20人くらいになるそうではありますが、そういった子どもたち、今そういう町は、町の全体の中では珍しいところですよ。そういうところで、せっかくの空き地がある中で、その活用ができないかというふうに提案をされました。これはぜひ実現させていただきたい。実現できるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今の提案、まずできるだけ、物事、順序はありますけれども、対応できるように考えてまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひ具体化をお願いしていただきたいと思います。

最後になります。スクールカウンセラーについてであります。

資料配付をさせていただきました。ご覧いただきたいと思いますが、2011年から2020年、10年間の経過であります。この10年間の間に相談体制の変化だとか、あるいは相談項目が変わっているもの等々がありますので、こういう表になります。

一番上が不登校の状況、2011年が101件から少しずつ減ってきて、横ばいになってきたの

が2020年でぐっと減ったという。この数字がこういう状況になったので、先ほどの質問をしたわけであります。なぜ減ったのか。相談体制が十分にできなかったのかどうなのか、ちょっと疑問がありましたので質問いたしましたら、確かに相談の仕方が違ったというか、カウンセラーの配置も違ったということの中でこうなったということであります。

そのほかの項目についても、これだけのスクールカウンセラーの相談項目がありますけれども、それがずっと推移してきたものが2019年から2020年にかけて大きく変更したと。変わっております。これも先ほどの答弁の中での項目と関わってのことだと思えます。いずれにしても相談件数が減っているわけであります。この状況はどうなのか。

先ほど前段申し上げた全国の文科省の様々な調査報告の中で、全国の状況が必ずしも小坂の状況ではないのかもしれないけれども、しかし、傾向としてはやっぱりあると思えます。全国の状況が全く小坂と違ったものになっているとは思いません。多少の数字の違いはあっても、傾向としてはやっぱりあるのではないかと。全国的に、例えば不登校についての相談というのは、具体的に誰にも相談しないまま放置されている状況がやっぱりある。相談する相手も、先ほど言ったような文科省の分析の状況のような形で、家族が半分、あとそのほかということの中で、学校での相談も一定の割合があると。問題は、学校での相談をどうするかということだと思えます。

一方、このことを考えた場合に、特に最近の状況で言えば、コロナの関係がやっぱり非常に大きな要素があるようで、学校に行けない、行かないという状況の中で、場合によっては不登校になってしまうというような状況もあったのではないかと。実際に現在の小坂における不登校の実数、状況というのはどういう状況なのか、把握をしておりましたらまず教えていただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 当町での不登校の実数ということでありますけれども、まず、これはアンケート等でも公表されておられませんけれども、不登校傾向の児童生徒は数名いるという状況でございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 例えば小学校、中学校別の具体的な数字というのは分かりますか、現在の。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） 今、事務局長が説明したとおり、数名、小中学校のところ人数おり

ますけれども、具体的に現在何名という数字については、各市町村が結果を上の方に上げていった結果の数字ですので、当町の部分で今現在何名というのは、個人情報とかいろいろありますので、控えさせていただければと思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 具体的な数字は言えないけれども、あることは事実ですね。分かりました。じゃ、その点は受け止めておきたいと思いますが、そこで、文科省の調査で、例えば学校を休むことについて、相談相手が家族と答えた生徒がほぼ半数。一方、誰にも相談しなかったという生徒が40%前後。これは先ほど答弁にもありました。教員やカウンセラーに打ち明けるケースが少なかったという、結果的にはそういう状況だと思います。

そういう意味から、ある意味では、これは文科省もそう捉えているのだと思いますが、学校での相談体制の充実というのがやっぱり必要なのではないかというふうに思うわけです。

この点はいかがですか。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） 先ほどの答弁でお話ししたとおり、相談体制の充実というのは大変重要なことだと思っております。本町においても、良好な人間関係というのが基盤になると思っていますので、それをベースにしながら、例えば具体的なところでは月1回、これに関するアンケートを実施、いじめ、不登校に関するアンケートだとか、日常的な子どもたちへの見届けだとか、それから未然防止、早期発見・早期対応ということで、学校としても対応しているところでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 答弁にもありましたように、やっぱり相談体制どうつくっていくかというのが非常に大事なことだというふうなことになると思います。

それともう一点、これはOECD、国際協力開発機構というところが行った国際教職員指導環境調査というのがあります。日本の教員が仕事をしている時間が、この調査によりますと小学校で週54.4時間、中学校で56時間、いずれもOECD加盟国で最長という報告であります。日本の教員というのは非常に長時間働いているという、55時間ですから、毎日二、三時間の残業という形になりますかな、そういう状況で働いている。また、その勤務時間の中で課外指導、事務事業がOECD加盟国の中で最長という調査結果です。いわゆる授業以外の課外指導だとかこれは部活だとかそういうものです。それともう一つは事務事業。書類を作る仕事。これがOECD加盟国で最長だと言われています。

したがって、これ見ると、先生方は子どもと向き合って勉強教える時間よりもこちらの時間のほうが非常に長いという勤務実態になっているということでもあります。これは、この問題は、一町の教育委員会どうのこうの問題ではないのかもしれませんが。国全体あるいは文科省の教育方針、そしてまた各都道府県の教育方針の中でのカリキュラムの問題、これと深く関わるわけではありますが、しかし、具体的な勤務実態がこんな長い先生方がいるということは事実です。ここを解決しないと、先ほど言ったスクールカウンセラーとか何とかと相談時間だつて取れないじゃないかという課題ではないかというふうに考えざるを得ないわけがあります。

勤務時間の長さ、その中で授業に関わる以外の業務の多さ、この点についてやっぱり何とかしてやらないと教員自体も大変だし、子どもたちも大変な状況。これは、具体的な各市町村の教育委員会から、必要な意見を県なり国にやっぱり届けて改善させる努力をしないといけないのではないかというふうに思いますが、この点はいかがですか。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） 今のご質問でしたが、OECDの調査だけでなく、全国的ないろんな調査でも、教職員についての勤務時間のことについては問題になっているところがございます。働き方改革ということで様々な取組が進められている中です。本町においてもできるだけ教職員が子どもたちと向き合う時間を長くさせたいなというところで考えて、学校といろいろ相談しながら取り組んでおります。それが子どもたちのためにもなるのだろうということでこれからも考えていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今たまに夜、学校の前通りますと、職員室だと思うのですが、8時、9時、電気ついてます。先生方いるのです。そういう勤務実態を見ている中で、やっぱり先ほど言ったように、町の教育委員会としても、町の先生方、こういうふうに大変なのだということについての改善をさせるための努力は、ぜひこれは、町単独でできないことはいっぱいあります。しかし、できることを含めて取り組んでいただきたい。

それがひいては、子どもたちが様々な問題に悩むときに、先生に相談したいと思ったときに、先生に相談できないというような時間をなくしていくという、日頃の教育の中身を充実、生徒と子どもたちと向き合う時間が多くなる中で子どもたちが健やかに育っていくという、そういう環境をつくっていく基本だと思いますので、教育委員会にはそういう努力をぜひお願いしたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上であります。

○議長（目時重雄君） これをもって、8番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 小笠原 憲 昭 君

○議長（目時重雄君） 次に、9番、小笠原憲昭君の登壇を求めます。

9番。

〔9番 小笠原憲昭君登壇〕

○9番（小笠原憲昭君） 9番、小笠原憲昭、議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから私なりの意見、提案を含め、一般質問をさせていただきます。

近頃は新型コロナウイルスもワクチン接種の効果により発症が大分落ち着きを見せて、飲食や旅行も徐々に以前の日常に戻りつつあるのではないかと考えております。大変喜ばしい状況になっております。しかしながら、デルタ株やオミクロン株という変異株がまた昨今現れてまいりましたし、次の波がまた訪れないとも限りませんので、十分な感染予防対策を講じながら、注意して生活をしていかなければならないものと考えます。ウィズコロナ、アフターコロナを思いつつ、今議会では2つのことについて、町長及び教育長のお考えを伺いたいと思います。

まず、第1の質問は、観光施設の利活用についてであります。

ご承知のように当町明治百年通りには、町が誇る鉾山文化の象徴であり、国の重要文化財の康楽館や鉾山事務所というすばらしい観光施設があります。第6次小坂町総合計画でも、近代化産業遺産群の魅力向上として、活用なくして保存なしといたしております。さらに、この観点から、観光客だけではなく町民も利用したいと思えるような仕掛けづくりを進め、観光資源を生かした地域の活性化を推進しますと表現されております。このことは、コロナの影響を大きく受けている昨年、本年は別としても、町としても、これらの施設がここ数年あまり活用されなくなってきたという認識に立った上で、この表現になっていると私は捉えております。つまり、町も総合計画の中で利活用がされなくなってきたということはもう認識をしていると、こう思っております。

かつての康楽館は、町民の娯楽の場、交流の場、集会の場であり、かつ文化発表や見聞の場でありました。観光施設としての現在の役割、活用を否定するものではございませんが、



常設公演や歌舞伎公演のない時期には、町民のより身近な場として、集団や団体が安価で気軽に利用できる施設であってもよいのではないのでしょうか。利活用しづらくなっている要因は恐らく費用負担の問題ではないかと、私はそう思っておりますが、町長はどのようにお考えになっているのか、その点の要因は何か、どう捉えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。町民の楽しさを生み出す工夫をどうにかできないものかと、そう思うところから、第1の質問とさせていただきます。

次に、スポーツ施設の管理運営について教育委員会にお尋ねをいたします。

第6次総合計画の基本目標、豊かな心と未来を育む人づくりのまち、スポーツレクリエーションでは、安心・安全な環境整備に努めるとともに、時代や町民ニーズに対応した施設、設備の充実を図りますとされております。野球場、陸上競技場は規定のルールどおりに整備をされているのかお尋ねをいたします。

野球については、従来のストライク、ボール、アウトがボールからカウントをされ、スコアボード等にもそのように表示をされるようになりました。速やかにルールどおりに改善すべきと考えますが、その対応についてお尋ねをいたします。また、陸上競技場については、かつては第何種の公認施設という状況であったと思いますが、現状はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

また、野球場のホーム側と中央公園との間の通路の整備計画はあるのか、併せてお尋ねをいたします。樹木の根が張ったのか凹凸が激しく、歩行や自転車での通行の際には転倒するおそれすらあるように思われる状況になっております。従来のような立派なタイル貼りではなくとも、アスファルト舗装でもよいのではないかと私なりにはそう考えますが、教育委員会としてこの現状をどのように捉え、今後どう対応されようとしているのか、お尋ねをいたします。

以上、通告書に基づき発言をさせていただきました。ご答弁をいただいた後、順次再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、9番議員の一般質問に対し、町長並びに教育委員会教育長の答弁を求めます。

まず、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 9番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

観光施設の利活用について、康楽館、小坂鉦山事務所等を町民が利活用しやすく、楽しい活気あるまちづくりへの工夫できないかというお尋ねであります。

康楽館、小坂鉦山事務所は、町民等の文化の発展を図り、町民が鉦山の町として歩んできた歴史と文化に関する知識を深め、その生活の向上に寄与するという設置目的となっております。町の誇りである康楽館や小坂鉦山事務所を活用して、町民が生きがいをもって楽しく活力あるまちづくりに取り組んでいくことは、町の願いでもあります。

康楽館は、以前は町内の多くの芸能団体が年に一度の発表会などに利用しておりましたが、近年は利用が少なくなってきました。町民が康楽館に親しみ利用することは、にぎわいによる地域の活性化にもつながることと思いますので、町内の団体が康楽館を利用して芸術文化活動を行うための支援を検討してまいりたいと考えております。

また、小坂鉦山事務所や天使館も団体への貸し施設としての利用が可能であり、天使館は各種事業に利用されております。小坂鉦山事務所の交流ホールも団体の利用は可能ですが、現状では町民にはあまり利用されていない状況です。明治百年通りのにぎわい創出を図る上でも、観光客だけではなく、町民が利用しやすい環境を整備することも大切と思いますので、積極的に利用していただくための施策について、指定管理者と協議してまいりたいと思います。

以上、9番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 9番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

スポーツ施設の管理運営についてのお尋ねであります。

1点目の野球場、陸上競技場は規定のルールどおりに整備されているかというお尋ねであります。

野球場、陸上競技場とも現在は公認検定を受けておりません。公認更新に係る整備に多額の経費がかかることから断念したものであります。しかしながら現在は、小・中学校の授業、スポ少・部活動の練習、練習試合、行事などに利用されておりますので、必要な整備を実施し、良好な環境の維持に努めております。

2点目の野球場の裏側の中央公園との間の通路の整備計画はあるかというお尋ねでありま

す。

野球場のスタンド裏側にある中央公園との間の通路ですが、桜の木が生長し、根がれんが敷きの地盤を持ち上げ、段差ができており、過去にどのように修繕工事を行えばよいか検討したこともあります。結論が出ずにおりました。最近では段差がさらに大きくなり、つまりいたり転倒する危険な状況となってきましたので、来年度予算に修繕工事の要求をしております。予算が配分された際には工事を担当する建設課と協議し、安全に通行できるよう整備をまいります。

以上、9番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私が希望したような方向で、前向きなご答弁をたくさんいただきましたので、これ以上お尋ねすることはないような気もしますが、二、三、確認の意味で質問をさせていただきたいと思えます。

まず、康楽館の使用の件でございますが、町長からは、町民が利用しやすいような状況になるよう支援をしていくように検討したいと、こういうご答弁いただきました。具体的にはどのような支援が考えられるのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 多少前段階のところからちょっとお話しさせていただければいいのですけれども、以前はやっぱり人口が7,000、8,000あった頃は、舞踊団体とか歌謡団体もかなりありまして、まだ皆さん元気があって、券を売って、それでまず使用料を払ってというような形で康楽館を使用してあったわけなのですけれども、現在やっぱり高齢化とか人口減少の関係で、そういうふうな舞踊団体とか歌謡団体も少なくなってきた関係もあって、券を売って、そしてなかなか公演を維持していくというふうなことは大変だというふうなこと。そして、こういうふうなコロナの状況で、定員600なのですけれども、なかなかそこまで入れられないという状況があるので、公演を、入場券売って券を維持していくというふうなことが大変だというふうなことも聞いておりますので、康楽館、舞台での芸術文化活動支援事業への何らかの補助的な、県とかもそういうふうな補助制度があるかと思いますが、例えば康楽館の使用料とか、ゲストを呼んできた場合の多少の支援とか、そういう面での何らかの補助的な支援は考えられないのかなというふうなことで現在検討しております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私も、この事業につきましてはどのぐらい費用がかかるのかなという事で試算を、実は康楽館の担当のほうの方からいただきました。例えば入場料がなくても、もろもろ7万8,000円、9,000円はかかると。これは町外の方の場合ですけれども、町民の場合でもこれの半分ぐらい、無料であっても、やはりこれ、電気とかいろいろな部分については経費がかかるわけですから、当然それは受益者負担といえますか、利用される方が負担をするというのは原則だと思います。

しかし、これを、康楽館の場合ですと指定管理していただいているわけですので、受託されている側にその費用負担をお願いするというのは、これは無理があると思います。私はそう思います。やはりある程度委託をして、お願いをしていく立場としては、受託される側に不利益が生ずるというふうなことはすべきでないわけですから、営業努力はしていただかなきゃいけないと思うのですけれども、町もやはりそれを支えていくという観点から、どうすれば利用しやすくなるかということを見るご検討いただきたいと思います。町、秋田銀行さん、DOWAさん、スポンサーになっているわけですから、そういうスポンサーの方々も知恵を出しながら、どうしたら利活用がスムーズに行くのかと。おのおののポジションでどの程度の負担ができるのか、できないのかということも含めて、やはりどうすればこの町が元気になるのか。

当然町長からのご答弁ありましたように、町を活性化させるためのこれは目的の施設ということ、各設置する目的の中ではっきり第1条でうたっているわけです。つまりは、観光客の利用に供するというのもあるのですが、町の活性化ということがもう第一義的にあると。条例を素直に読めば、町が元気になるためにこの施設を造っているのだよというのが第一の目的になっているわけです。そのことも、やはり指定管理されている受託者の方にも十分ご理解をいただいて、町を元気にするためには我々は何をしなければいけないのかと、そういうご認識をぜひ持っていただきたい。

冒頭申し上げましたけれども、総合計画の中でもきちんと現状ではまずいと、どうしたら町民の利用がスムーズにできるのか、今後考えていかなきゃいけないということを総合計画に言っているわけですから、その総合計画もやはり受託していただいている会社の方にも十分読んでいただいて、ああ、町はこういう方向を目指しているのだなということ十分に協議する中でご説明をするなりして、ぜひ町民が楽しい、元気のあるまちづくりに貢献をしていただきたいと、そうお願いをしたいと思います。

それから、鉾山事務所の関係でございますけれども、先ほどご答弁の中でも、環境整備を

しながらどういふものがあの建物にふさわしい利用があるのかとるる検討していきたいというご答弁がございました。私なりに、洋館、洋風に見える建物ですけれども、あの中でお茶の会をやってみたらいかがかなとか、着物の展示会をしてみたらいかがかなとか、ないしはドレスのファッションショーをしてみたらいかがかなと、るる私なりにもいろんな楽しいことを想像はしています。ただ、私はやれる立場にはございませんけれども、勝手なことを言っていますが、あの建物をどう活用して楽しみを生み出すかということについては常に考えていかなければいけないのかなと、そう思います。町民が気軽に足が運べる、ああいう建物があってよかったなど、ぜひそう思っていたいただけるようなまちづくりにしていただきたいと。

幸い今回、議会では指定管理ということの提案もされていますから、ぜひ指定をされる側、受託をされる側もそういう観点で取組をしていただければという思いから質問をさせていただきました。この件についてはこれで終わります。

次に、野球場、陸上競技場の問題でありますけれども、やはりスポーツというのは、私はルールがあって成り立つものと思っております。そういう意味で、私こだわるのですけれども、ボール、ストライク、アウトと、あの順番については、早急に手を打つべきだと思うのです。私の孫も今野球に夢中になっております。大谷選手を目指して頑張ると。そういう大きな夢を持ちながら一生懸命スポーツ活動しておりますけれども、おじいちゃん、何であの小坂の野球場は、まだストライクが先になっているのだと度々聞かれるものですから、あれを直すにはそんなに多額の経費を要するような気がしませんけれども、見積りとか修理をするためにはどの程度かかるかということはお調べになったのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 野球場のカウント表示についてですけれども、ストライク、ボール、アウト方式からボール、ストライク方式に国際基準に合わせて他の球場では変わってきているところでもあります。まず、以前に変更ということで一応見積りを取りながら検討したことがございます。見積りにつきましては、30万円ほどかかるということでした。検討したわけなのですけれども、利用者の方からもお聞きしまして、特に戸惑うとか、そういうことはないということでそのままにしてきたという経緯がございます。

それよりも、グラウンドの土が硬くなっているということで、そちらのほうをまず改修してほしいという要望もありましたので、そちらを計画に入れながら改修したいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私が質問を始めてから23分ほど過ぎましたけれども、まだ少し時間があるようですので。

今の説明ですと、30万円ぐらいでボールからアウトまで表示の設備を変えることができそうだというふうに伺いました。そこで財政に伺いますが、この30万円を捻出するということは、我が町では著しく支障があるものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） この程度の金額であれば、特に支障はないと思います。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） だとすれば、やはりルールどおり速やかに改善をしていただきたい。今、これ12月に私申し上げているのは、新年度の予算編成もありますから、その中で町長さんにも復活するための財源、恐らく幾らか懐にあるはずですので、ぜひ町長さんの裁断で速やかにあのスコアボード表示を切り替えていただきたい。町長も野球やっていたから、その点は直したいという気持ちはございませんか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） その辺は分かりますけれども、今あそこを利用する方々がどのように考えているのか、その辺も少し聞きながら考えていきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 大変慎重にお取組になられるようですけれども、ぜひ直していただきたいと思います。

それから、野球場の裏側の通路の問題ですけれども、あのまま放置すると、先ほど事務局長さんからもご答弁ありましたが、転倒したりけがをされるという状況になりかねないと思います。あのまま放置しておくのはいかなものかなと。教育委員会は残念ながら財源を捻出するというのはすごくできない、できにくい部署でありますので、これはやはり町長部局の財政をしている担当課長さん、あの整備について教育委員会から予算要求があるやに伺っていますけれども、ぜひ慎重に前向きに検討していただけるのかどうか、その辺感触を伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 私も通勤時、あそこは徒歩だったり自転車だったりによく通って、危険は十分承知しておりますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 以上、大変無理なお願いがあったかもしれませんが、ぜひ町民の利便性を向上させると、よい環境づくりという観点から、前向き取り組んでいただければとよろしく願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、9番、小笠原憲昭君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 菅 原 明 雅 君

○議長（目時重雄君） 次に、5番、菅原明雅君の登壇を求めます。

5番。

〔5番 菅原明雅君登壇〕

○5番（菅原明雅君） 皆さん、こんにちは。

5番、菅原明雅、議長の発言許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

さて第1は、本町の独居老人、独り住まいの老人の見守り策と独居老人の孤独死についてであります。

本町の福祉行政は、小坂町社会福祉協議会、小坂ふくし会等と連携し、きめ細かく実施されていると高く評価しております。その上での質問であります。

厚生労働省では独居老人の孤立死という言葉を使っておりますが、本町においては独り住まいの老人の孤立ということはないように思います。非常にきめ細かい指導をしておりますので、あえて孤独死という言葉を使わせていただきたいと思います。最近、残念なことに、相次いで町内の独り住まいの老人の孤独死を耳にいたしました。まずは本町の独居老人の見守り策と町内の独居老人の孤独死の実態について伺います。

次に、町内では小坂町地域支え合い事業等で各自治会では独居老人の担当者を決めるなどして独居老人の孤独死等に対応しております。我が若葉町では船水議員が会長を務めておりますが、独居老人の担当者を一人一人決めて見守りをしておりますが、民生委員のいない地域も自治会もあり、課題は多いように思います。今後急速に進む超高齢社会の中で、独居老人の孤独死防止にどのように対応してゆこうとお考えか、伺いたいと思います。

3番目として、ゆーとりあでは町の委託を受け、小坂町配食サービス事業を展開し、食を

通して独居老人等を見守るという支援をしております。すばらしい事業であり、今後もぜひ継続していただきたいと考えておりますが、弁当づくりから宅配まで、支援者のほとんどがボランティアであると聞きます。また、支援者の高齢化や次世代の支援者不足が懸念されることも聞きます。このようなすばらしい事業を継続するためにも、活動に見合った対価が必要であると考えますが、いかがお考えか伺いたいと思います。

次に、第2の質問として、和井内貞行翁の顕彰について伺います。

来年2022年、令和4年は、十和田湖開発の先駆者、和井内貞行翁の没後100周年の節目の年に当たります。そこで、まずは昭和30年の町村合併以来、本町は和井内貞行翁をどのように顕彰してきたか、また、今後貞行翁の偉業をいかに後世につなげていこうとお考えか、伺いたいと思います。教育委員会に伺います。

次に、現在、和井内貞行翁没後100周年の節目に、秋田県側十和田湖観光の拠点として期待され、新設される和井内エリア道の駅周辺に和井内貞行翁の銅像を建てようと、十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会設立の動きがあります。町はこの銅像を建てる会にどのように関わっていこうとお考えか、伺いたいと思います。

以上2点、本町の独居老人の見守り策と独居老人の孤独死についてと和井内貞行翁の顕彰について、発言通告書に基づき質問させていただきました。ご答弁をいただき、必要があれば再質問をさせていただきます。よろしく伺います。

○議長（目時重雄君） それでは、5番議員の一般質問に対し、町長並びに教育委員会教育長の答弁を求めます。

先に、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 5番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、1点目の独居老人の見守り策と孤独死の実態についてお答えいたします。

独居高齢者等の見守り策として、町では平成23年度から高齢者や障害者等の支援が必要な町民を支え合う体制を構築するため、小坂町地域見守り活動事業を開始し、配達・巡回する事業者や自治会、各団体などから協力をいただき、日常と異なる不審な点に気づいた場合に、まるごと支援班へ情報提供いただいております。協力いただいている事業者は現在、自治会を除き町内、鹿角市、大館市の163事業所で、かぶきんを用いた支え合おう小坂町のマグネットを作成し、369枚配布し、車両などに貼っていただくなど、広く周知しております。



また、同時にスタートした緊急医療情報キット、命のバトン事業は、主に65歳以上のみの世帯に対して、民生委員等の協力を得てキットを配付しております。専用のシートに必要な情報を記入し、主に冷蔵庫に保管し、万一の場合に救急隊などが情報を得る手段として活用されております。今年も独居の方でふだん様子が違うと自治会長が気づき、本人が倒れているのを発見、近所の人たちと協力し救急要請を行い、命のバトンを活用して迅速に緊急連絡できた事例がございました。

さらに、平成28年8月から地域見守りネットワーク情報交換会として、各自治会へ社会福祉協議会と合同で訪問し、見守り体制の構築の必要性についても周知し、現在4巡目となっております。議員がお住まいの自治会でも行っているように、独居の方や支援を必要とする方に対して担当を決め、自治会ぐるみで見守りや声かけ、ごみ出し等の協力について協議していただき、実際の活動へと取り組んでいただいている自治会もございます。自治会としての決まりごとではなく、元来から隣近所の信頼関係等で、本人等からの申告により民生委員や福祉部等が把握し、緊急事態等へ備えている地域もあり、大変ありがたく思っております。

今後も、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、自治会をはじめ地域の皆さんの協力を得ながら、町としても休日や夜間における相談窓口や緊急時の連絡先について周知を図り、支え合う体制の構築を強化してまいります。

次に、孤独死の実態についてであります。

ここ数年の町で把握している事案は、令和元年に男性1名、令和2年度はなく、今年度はこれまで男性1名、女性1名の計2名が自宅で亡くなった状態で発見されております。亡くなられていたのは非常に残念なことですが、どの方も死後24時間以内に発見されており、遠方に住む家族の気づきや訪問介護サービス事業者による発見、自治会による確認により、早期に対応できている成果だと思われまます。

また、異変に気づき、自治会等からの要請により福祉課職員が訪問し、その場で救急要請したケースが今年度3件ございました。どちらも近くに身寄りがなく、幸いにも早期の発見で一命を取り留めたケースでしたが、入院や転院、その後の生活を支援していく上で、兄弟がいても高齢や遠方に居住しているため対応が難しい事例が増えており、今後の課題として捉えております。

2点目の今後の独居老人の孤独死防止への対応についてであります。

先ほどの見守り策と重複する点もございますが、自治会として民生委員や福祉部・福祉員を中心に取り組んでいるところや、民生委員がいない自治会においては、自治会長をリーダ

一として見守りや安否確認の体制を取られている地域、令和元年度に創設した地域支え合い支援事業補助金を活用し、自治会と高齢者とのつながりを強化している自治会もございます。

町では、誰もが暮らしやすい地域を目指し、「ともに支え合う元気なまち」「高齢者も元気に暮らせるこさか」を総合計画や高齢者施策の基本理念とし、さらに健康寿命の延伸を実現するため、元気な地域づくり事業を通して町民が人とつながり、生きがいを持って暮らすことができるよう取組を進めております。

新しい取組として、民生委員1人での支援は限界がございますので、各自治会へ地域支援サポーター的な役割を担う推進員の配置をしたいと考えており、地域見守りネットワーク情報交換会や地域支え合い推進協議会においてご意見をいただきながら、来年度実施に向けて検討しております。

今後、郵便局との包括連携協定等と現在実施している各種事業と合わせ、自治会長をはじめ民生委員や自治会での様々な役割を担っていただいている方々を中心に、高齢者に限らず、地域で支援を必要としている方やふだんは近隣との関わりが薄い方等も含め、安否確認や日常と異なる不審な点に気づいた際に迅速に町に情報を寄せることで、早期に適切な対応を取ることにつながる体制構築についてさらに周知を図り、独居高齢者等の孤独死の防止につなげていきたいと考えております。

3点目の配食サービスについてであります。

町が社会福祉協議会へ委託している配食サービス事業は、昭和58年3月に週1回の配食から開始し、食事の調整が困難な高齢者等に対して、居宅を訪問して栄養バランスの取れた食事を提供することともに、利用者の安否確認を兼ねて実施しております。平成12年度からは週2回、平成15年度からは週3回に拡大し、11月末現在、高齢者、障害者合わせて39の方が利用登録されております。

事業の開始当初、調理に携わったのは無償ボランティアグループの方々でしたが、その後配食回数の増加に伴い、1つのボランティアグループだけでは対応が難しく、新たに調理グループを調整し、実費弁償の形で若干の謝礼を支払っております。平成22年4月からは、調理食数に応じて商業協同組合のどうもカードにポイントを付与し、月締めで、多い方で満点カード10枚、1万円相当を対価として交付しております。現在14の方が調理ボランティアとして登録し、3グループに分かれて調理を行っていただいております。また、8人が登録している配達ボランティアは、調理と同様、どうもカードへのポイントを付与し、協力いただいている時間の違いから調理の方より少ないポイントですが、実績により満点カードを

交付しております。

この事業の課題として、協力いただいている方の高齢化や人材不足があります。随時、社会福祉協議会でも協力者の募集をしておりますが、充足されていないため、祝日等が配食の日になっている場合はボランティアでの対応が難しく、社会福祉法人花輪ふくし会のわいわいセンターへ依頼し、弁当の調理をお願いしている状況でございます。

活動していただいている方々は、有償とはいうものの、支え手側としてのボランティア精神を持っている方々だと思います。活動していただいている方々のお気持ちを尊重しながら、活動に見合う対価を考えた場合、どの程度の金額が妥当なのか、委託先である社会福祉協議会と相談の上、慎重に判断してまいります。

配食サービスの事業は、今後、サービスを必要とする高齢者や障害のある方の利用が増加すると推察しております。安心して地域で暮らし続けるために必要なサービスでありますので、事業拡大も見据えて、関係機関と継続に向けて調整を図ってまいります。

次に、和井内貞行翁の顕彰について、2点目の和井内エリア道の駅周辺に和井内貞行翁の銅像を建てようとする十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会設立の動きに対して、町はこの会にどのように関わっていくのかというお尋ねであります。

和井内貞行翁没後100周年の節目に当たり、「十和田湖ひめます」のふ化増殖漁業の成功に導いた和井内貞行翁と献身的に支えたカツさんの銅像を建てよう、民間の団体である十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会設立の準備会が開催されたとお話は町として伺っております。

町では、現在整備中の和井内エリアの施設内に、和井内貞行翁の功績をたたえる展示を計画しております。皆様ご存じのとおり、和井内貞行翁はヒメマスのか化増殖の成功はもとより、十和田湖の観光開発にも尽力された方でございます。

先人を顕彰しながら歴史を学び、その労苦と先見性に思いをはせることは、十和田湖畔の観光を振興する上でも重要な要素であると考えます。

また、湖畔にたたずむ貞行翁とカツ夫人の銅像は、ヒメマスのふ化増殖にかけたお二人の物語とともに、地域住民や十和田湖を訪れる方々に感動を与えてくれる象徴的なものになると思います。十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会設立の準備をされている発起人の皆様の活動に敬意を表するものでございますし、町としても顕彰する広がり期待しながら、設置場所の選定など、行政のできる範囲で協力してまいりたいと考えております。

以上、5番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 5番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

和井内貞行翁の顕彰について、1点目の昭和30年の町村合併以来どのように顕彰してきたか、また、今後偉業をどのように後世につなげていくのかというお尋ねであります。

小坂町立総合博物館郷土館では、常設展に和井内貞行と十和田湖のコーナーを設置しており、平成7年には国立公園指定60周年記念展「十和田湖の歴史と小坂町」を、平成11年には企画展「十和田湖と和井内貞行」を開催しております。

また、平成16年には和井内貞行の功績を後世に伝えるため、和井内ヒメマスふ化場を町指定史跡に指定しております。

このほか、平成22年度に閉校になった十和田小・中学校では、十和田湖と和井内貞行について継続して学習を行いました。小坂小中学校では、ヒメマスの放流事業やヒメマス給食、ふるさと教育で和井内貞行に触れるなど、学校教育でも顕彰活動を行っております。

令和4年度は和井内貞行の没後100周年の節目に当たります。郷土館ではムービーでの展示を計画しており、また町内外にその偉業を情報発信するなどし、今後も和井内貞行の業績を顕彰してまいりたいと考えております。

以上、5番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） どうもご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

まず、本町の独居老人の見守り策と孤独死についての質問の1番と2番目についてですが、非常に丁寧なご答弁をいただき、本町では改めてきめ細かな見守り策がなされているとありがたく思っております。

が、しかし、独り暮らしの老人は、やはり今回の独居死の話を聞いて、大分不安に思っていた方もおられました。これからも確実に独り暮らしの老人は増えていきます。長い人生を過ごして、見守る方もないまま一人旅立っていくことを思うと、いたたまれない思いがあります。町には、実施しているこれらのすばらしい見守り策を広く町民に徹底して、やはり安心・安全な町なのだよということを改めて周知徹底願いたいということ、また、大変でしょ

うけれども、今まで以上の目配り、気配りをお願いしたいと思っております。

町長の答弁にもあったわけですが、自治会の役割というのは非常に大きいと思うのですけれども、自治会の人数もバランスがかなり違いがありますし、自治会によっては高齢者がかなり多い地域、そういう自治会もあります。そういうような意味で、自治会の整備といいますが整理といえますか、そういうことは考えておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） お答えさせていただきます。

自治会の統廃合の問題に関わる部分なのかなというふうに思いますが、福祉的サイドからしましても、民生児童委員、現在31人、それから主任児童委員2人体制で全町の地区をカバーしているというような状況でございます。先ほど町長からもお答えをさせていただいたとおり、来年度に向けてさらに各自治会のほうにサポーター的な役割を担う支援員、仮称でございますが、そういった方々の配置ができないかということについて、現在地域支え合い推進協議会等でいろいろとお話をさせていただいた状況でございます。ですから、ぜひともそういった形で対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） ありがとうございます。

福祉とちょっと別にして、自治会自体が人数が少ないところ、それだけでなかなか成り立っていかないのではないかと見えるところ、あと、やっぱり非常に多いところあります。自治会そのものを整理していくというお考えはあるものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 今議員から質問のありました自治会等の再編につきましては、その自治会、自治会で、やはり歴史とか今までのつながりとかいろいろあると思いますので、町のほうでこうしなさい、ああしなさいというのは非常に難しいことだと思います。ただ、現状の自治会ではやはり人数が少なく思うような活動ができないということであれば、自治会同士で話し合いを持っていただきながら、その方向について検討していただきたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 人口も大分減ってきているわけです。自治会というのは非常につながりが強いわけですが、人口が大分減ってきているので、やっぱり機能しにくい部分というのが出てきているように私は思っています。ですから、その辺ある程度、統廃合という

のも変ですけども、再編成するということは、今この場で回答を求めるということではありませんけれども、長期的な視点で考えていかなければ、せっかくやっている素晴らしい事業自体が成り立たなくなってしまうというか、そういうように危惧されますので、ぜひ検討していただければありがたいなというように思います。

ということで、1番と2番目に関しては、時間よろしいでしょうか。

1番の3番目についてであります。

ゆーとりあでの小坂町配食サービス事業についてであります。実はこの質問は、この事業にボランティアとして携わっている方の意見でもあります。彼女は、将来自分も配食される側になるので半分冗談交じりのように、そういうような立場になればと思い、今頑張っていますと、こういうように言っておりました。非常に素晴らしいことだと思います。

しかし、同時に、若い方に声をかけてもなかなか後継者が見つからないと嘆いてもおられました。今後どのように展開していこうとするのかということで、先ほどの回答にもありましたけれども、なかなか難しい問題だと思っておりますが、素晴らしい事業であるがゆえに継続することを考えていただきたいと思います。この件に関してはもう少し話をしたいと思うのですが、ちょっと時間が気になりますので。

- 議長（目時重雄君） それでは、時間の関係で、これから昼食休憩を取らせていただきます。再質問については午後1時からとします。よろしくをお願いします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

- 議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

5番の再質問をお願いします。

5番。

- 5番（菅原明雅君） じゃ、引き続きお願いしたいと思います。

1番の独居老人の問題の3番目ということから始めたいと思います。

ゆーとりあでは町の委託を受け、小坂町配食サービス事業を展開し、食を通して独居老人等を見守るという支援をしておりますが、弁当作りから宅配まで、支援者のほとんどがボランティアであると聞きます。また、支援者の高齢化や次世代の支援者不足が懸念されることも

聞きます。このようなすばらしい事業を継続するためにも、活動に見合った対価が必要であると考えますがいかがお考えかというこの質問に対して、社協と相談をして、このような事業が継続していくように頑張っていきたいというご答弁でありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、私が考えるところでは、これは回答を求めるということではありません。時代の流れの中で、ボランティアに対する世代の意識の違いというのが出てきているのではないかなというように思います。当然高齢者が増えていくと社会保障費が増えていくわけですので、行政としては何とか抑えたいと、安上がりのボランティアに期待するというのは当然のことだと思います。

しかし、一方、時代の流れの中で、やっぱり世代によるボランティアやその報酬に対する考え方が変わってきているという点は見逃せないのではないかなと私は思うのです。この事業は、鉾山婦人会、主婦の方々が日赤の指導を受け、奉仕の精神で、秋田県内でも先進的な事業として進められてきていると伺っていますけれども、現在では主婦というよりは男女共稼ぎが一般となりましたし、定年も延長され、働けるうちは働きたいと、稼げるうちは稼ぎたいという高齢者が増えてきております。シルバー人材センターの役割も増しているように思います。さらには、同一労働同一賃金という流れもあります。

つまり、稼げる高齢者が周囲が増えてきているわけで、労働に見合った対価がなければ、結局人が集まらないと。善意の奉仕の精神に頼っている時代ではなくなっているという現実があるように思うわけです。世代が若くなればなるだけ、労働に見合った対価を求める、そういうような傾向があるように思いますので、この事業を続けていく上でも、そういう時代の流れと世代の意識というものを考慮しながら進めていただければありがたいなと思います。

改めて、非常に難しい問題だと思います。このような町の課題に接するたびに、世代をつなぐ必要とその難しさを感じるわけであります。小坂町配食サービス事業というのは、歴史のある、しかも生きがいにつながる事業でもありますが、もちろん財源の問題もあります。このようなすばらしい事業を継続するためにも、皆で知恵を出し合って、この難題を乗り越えていただきたいと思います。回答を求めるといふより、皆で考えなければならぬ問題として提案したいと思います。

次に、大きな2番の和井内貞行翁の顕彰についてであります。

先ほど教育長のほうから、来年度、郷土館での展示があるというようにご説明がありましたけれども、この節目の年に当たり、康楽館や郷土館のイベントといたしますか、そういうよ

うな企画をしておられるのかということが1つ。

また、和井内貞行翁に関する偉業をふるさと教育等の中で副教材として使用しておられるものか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） 今ふるさと教育に関する教材というお話でしたが、小坂町では小学校の3、4年生について、社会科の副読本という中で「わたしたちの小坂町」、その中で和井内貞行を取り上げております。子どもたちはこれを使って学習しております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 100周年という節目の年に当たって、康楽館や郷土館でのイベントというのは、先ほどの展示以外に考えておられるのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、没後100周年ということで、郷土館でロビー展を計画しておりますが、その他についてはまだ未定でございます。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） ありがとうございます。

ある意味、提案になりますけれども、学校や社会、生涯学習の教材や副教材として使用できる和井内貞行翁に関する資料収集、できれば製本をぜひお願いしたいなというように思っています。

例えば鹿角市では、鹿角市教育委員会と鹿角先人顕彰館で鹿角の偉人という本を出して、そして毎年読書感想コンクールというのをやっております。非常に優れた事業だなと思っています。鹿角の偉人を紹介して、具体的には和井内貞行氏と東洋学の内藤湖南氏の本を作って、そして、それを子どもたちに読んでもらって読書感想文のコンクールをすると。もう大分長い間続いていると思います。そういう中で和井内貞行も書かれていますので、先ほどの副読本のような形で整理して、和井内貞行に絡めて作っていただければいいと思います。

もちろん鹿角市教育委員会にだけ頼るわけではなくて、例えば和井内貞行に関しては、戦後の学習指導要領の第2期、1958年から1967年、10年間、小学校国語の4年ということで、「十和田のひめます」という題で教科書に載っております。十和田ふるさとセンターに展示しているようでもありますので、そういうものをやはり教材化していく。教科書の力というのはやっぱり大きいですから。



私、小学校のとき勉強しなかったので、正直あまり記憶にないのですが、私の同期はしっかり覚えていまして、そして大学に行ってから、十和田のひめますの和井内貞行の生まれた町なのだなと県外の方々から言われたということを時々話をします。ある意味全国区でありますので、古い教科書ではありますが、そういう教材もあります。ぜひ見つけて、それこそ活字化していただきたい。

加えて、「われ幻の魚を見たり」という古い映画ですが、大映の1950年の大河内傳次郎の映画もあります。映画だけではなくて台本を、こういう小坂の町ですので、康楽館の町ですので、そういう台本も教材化するということも面白いのではないかなと。さらには、康楽館で以前公演された「天空の魚影」、これも非常にすばらしい作品だったということで、某建設会社の社長がえらい感動しまして、この康楽館で見た「天空の魚影」に非常に感動したと。和井内貞行には協力しますよというような話をされていた方もおりました。

そういうようなものを取り寄せて、そして100周年の節目ということで、ぜひ企画して後世につなげるものとして、つながるものとして、やはり形として残していただきたいと、こういうように思い、提案するわけでございます。

偉人というのは黙っていて偉人ではなくて、やはり掘り起こす人がいて、それを顕彰する人がいて、そしてそれを後世につなげる人がいるから偉人になるわけで、そういう点では、和井内貞行というのは我が小坂町にとっては本当に大偉人でありますので、大切に掘り起こし、顕彰し、そして後世につなげていっていただきたいと、こういうように思います。そのためにも教材化、できれば製本していただければありがたいなど。多少時間がかかっても、取り集めればそれなりの量になりますので、お願いしたいなというように思っています。

次に銅像に関わる質問であります。

先ほど町長のほうからは、町として協力したいというご返答をいただき、非常にうれしく思っています。十和田湖畔住民が中心になってこの会は進められていくものでありましょうが、多少関わったものとして、経緯を簡単にご説明してみたいと思います。

準備会を8月26日に実施いたしました。この十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てる会準備会ということで、会則やら寄附金の募金趣意書であるとか予算であるとか、大まかなスケジュールなどを説明させていただいて、そして銅像の見積り等もいたしました。いろんな案が出てきたわけですが、準備会の後に設立総会というように考えていたわけですが、コロナということで、十和田湖はなかなか大変だということで、設立総会自体は3月の下旬にスタートをしたいというように今のところ考えています。

国立公園でありますので、環境庁との確認を8月にいたしました。それで、環境庁のほうでは小坂町が管理する部分、具体的に申しますと、道の駅周辺であれば可能だというご返答をいただいています。さらに、10月に県の文化財保護室のほうにまいりまして、文化庁への申請というものを確認してまいりました。小坂町の教育委員会を通して文化財保護室に申請してくださいと。そうすれば、県の文化財保護室が文化庁のほうに申請しますということで、この流れも確認しております。

それで、十和田湖畔に和井内貞行の銅像を建てることは十和田湖畔住民の悲願であります。青森県側の十和田湖畔の方も含めて、十和田湖畔住民の悲願であります。節目の年に当たって、道の駅にできるこの機会を逃してはこういう事業は進められないということで、この機会をぜひ生かしたいと。この機会を生かさなければ、もう十和田湖畔に銅像は建つことはないだろうということで動き出したと聞いております。十和田湖住民を中心にこの会は進められていくのですが、コロナ禍の影響もあり、町の協力なくしてはなかなか進められない状況にあります。町の協力を得られるという言葉は何より心強い応援になります。

和井内貞行翁没後100周年というこの節目の年に、小坂町、小坂町教育委員会、小坂まちづくり株式会社、小坂町産業振興会、ふるさと小坂会等々多くの皆様の賛同を得て、そして町民を巻き込んで町が一つになって、こういうときこそ町が一つになって、この事業を成功させたいという思いでおります。十和田湖の漁業と観光発展に貢献した明治の偉人、和井内貞行翁の偉業を顕彰し、その偉業を後世に伝えるためにも、銅像設立を何としても実現させたいという思いでおります。一員に過ぎませんが、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、5番、菅原明雅君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 秋 元 英 俊 君

○議長（目時重雄君） 次に、6番、秋元英俊君の登壇を求めます。

6番。

〔6番 秋元英俊君登壇〕

○6番（秋元英俊君） では、6番、秋元英俊、議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

現在、9月定例会以降、新型コロナウイルス感染症の発症数が全国で減少してきている中で、新たなウイルス、オミクロン株なる変異株が検出され、WHOでは最大の警戒を発信しております。

そのような中ではありますが、町長の報告にありましたように、3回目の接種が実施される見込みとなりました。小坂町の接種については、個別接種を選択し、スムーズに行えたと認識しているところであります。また、接種における事故も報告されていないことから、町民として安心して行えることを安堵しているところであります。

しかしながら、アナフィラキシーショックなどの報告がないとはいえ、急性期の副反応にじんま疹やふらつきなどを発症した人のうち、女性が68.2%を占めた報告がなされていることや、中には、ストレス性の反応から、極度の緊張や不安が引き起こす過呼吸や湿疹、血圧低下などの症状も若年層で顕著に現れていることなどから、小坂町では、予診票で不安などの有無を確かめ、該当する場合、ベッドに横になってもらうなどの改善策を取っていただきたいと思っております。

さて、本題に入ります。

私の質問は、第6次総合計画の資源循環の推進について1件、川上公民館整備事業について1件、小坂町消防団の未来について2件、国の新しい資本主義提案について1件、計6件であります。

まず初めに、発言通告書の要旨1から質問させていただきたいと思えます。

第6次総合計画、いわゆる6次総の資源循環の推進における生ごみの処理について、基本目標4-1-4で、生ごみ処理器の設置補助、ごみ分別の意識高揚などを掲げ、家庭における資源循環を推進するとしております。

秋田県の環境白書を見ますと、18年度に排出されたごみの量は、前年度比0.4t減の36.1万t、県民1人が1日当たり989g排出したことになり、第3次循環型社会形成基本計画での排出量を940gとする目標から上回っております。達成にはさらなるごみ減少化とリサイクル推進が必要であるとしております。

小坂町を見ますと、令和2年度の家庭系収集分、事業収集分、直接搬入分、自己処理を合わせた総排出量が2,117tで、前年度比273tの減となっております。6次総での目指す目標である1日1人当たりのごみの排出量は740gとしていますが、現状値では778g、令和2年度においては767gとなり、減少傾向にあります。減少傾向は人口減少に伴うものが要因と考えますが、鹿角広域行政組合監修のデータによりますと、ごみ排出対象人口は5年前

に比較して91%ですが、1人1日当たりのごみの排出量は100.5%と横ばいとなっている現状です。

お分かりのように、排出人口は少なくなっていますが、相対して排出量は減少していない現実であり、人口減少を鑑みれば、むしろ増加傾向にあるとも言えるのではないのでしょうか。

したがって、さらなるごみの減量化及びリサイクル率の向上が図られなければならないと考えますが、さきに述べた6次総の資源循環の推進における生ごみの処理については、家庭における資源循環を推進するとしています。住民一人一人目標に対しての推進を掲げても限界があるように感じております。令和3年度からの小坂町過疎地域持続的発展計画（案）の生活環境の整備、その対策において、本町においては、ごみの減量化、再資源化として、廃食用油の回収や生ごみの再資源化について取り組むとしていることから、町として、行政本体としての施策を講じていかなければならないと考えます。

以前、行政主体の生ごみの収集は平成16年度半ばから開始され、平成26年度途中まで行われています。平成17年度から本格的に収集が行われるわけですが、その収集量は平成23年度の162 t 800 kgが最も多くなっております。鹿角広域のデータでは、平成16年度の家庭ごみ収集量が1,804 tであったものが、生ごみ収集を開始した次年度から1,680 t、次に1,647 t、そして1,589 tと、ごみの減量効果としては確実にその成果が現れています。しかし、平成26年度からは諸事情で処理ができなくなってしまい、現在に至っているわけであります。

この事業は、年間経費が1,000万円と、費用対効果は望めない状況ではありますが、必ずしも1,000万円が独り歩きしていないと言えます。なぜならば、鹿角広域のごみ処理場での焼却1 t当たりの処理費が平成30年度の算出で3万6,000円とされていることから、小坂町の焼却施設の搬入を抑えられた場合、平成23年度のごみ収集量で計算しますと590万円ほどの軽減がされたこととなります。

したがって、経費がかかることは事実ではありますが、多少の費用対効果を鑑み、町としてはこのことをどのように考え、そして、このことに関してのビジョンがあるかを伺います。

続きまして、川上公民館整備事業について伺います。

このほど、川上公民館は新設され、地域住民の新たな拠点として、生活の中で気軽に人々が集うことができる場であり、自らの興味、関心に基づいて、また、社会の要請に応えるための知識や技術を学び、そして、地域の様々な機関や団体の間にネットワークを形成し、人づくり、地域づくりを目的に、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心

的な役割を果たしているところであります。他の公民館施設同様、川上地区においても、地域社会における役割の貢献度は大きく、住民の一つのよりどころとなっていると思っております。

さて、その拠点となっている公民館に関してですが、公民館の目的に、公民館は市町村その他一定の地域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、とあり、その中の一つに健康の増進が掲げられております。川上地区においても、健康増進や住民のコミュニケーションを目的とした事業が展開されております。事業としては、新しい公民館ではできないものは隣の旧川上小学校、旧公民館の体育館を利用しています。この体育館利用について、公民館新設に当たり住民説明した際には、体育館と新公民館をつなげ、トイレなどを利用できるように設計図を示されたと聞いております。

しかしながら、実際に新設された公民館と体育館の連絡通路は新設されていませんでした。役場に確認したところ、あくまで構想に入っていましたが、諸事情、いわゆる体育館の建築基準法などで建設されなかった旨を聞いております。

しかし、住民の方々は、つながらないとの説明は聞いていなかったという方が大半を占めており、大変残念に思っているとする声があることは事実であります。

そこで、質問です。

第6次総前期基本計画実施計画の公民館事業計画の令和4年度の事業内容に体育館改修工事とありますが、この事業に公民館と体育館を結ぶ連絡通路は含まれているのか、また、含まれているとすれば、完成時期はいつなのかを伺います。

次に、3として小坂町消防団の未来について質問をさせていただきます。

小坂町消防団についての質問はこれで3回目となりますが、小坂町の防災・減災について、議員としての一つのライフワークであるというところでもありますので、しつこいとは思わず聞いていただきたいと思っております。発言内容1、2とも関連する質問でありますので、よろしくお願いいたします。

さて、令和2年、全国の消防団員数は81万9,373人であり、前年に比べ1万5,198人減少していて、そのうち男性消防団員数は79万1,683人で、前年に比べ1万5,101人減少しています。女性消防団員数は2万7,690人で、前年に比べ97人増加して、女性消防団員を採用している消防団は年々増加し、令和2年には1,654団で、前年より32団増えています。

地域の安心安全の確保に対する住民の関心の高まりなどを背景に、女性消防団の活躍も多様化しており、災害時における後方支援活動や、住宅火災警報器の設置促進、火災予防の普

及啓発、住民に対する防火教育、応急手当指導等、多岐にわたって活躍しています。また、近年では、女性消防団も各分団に所属し、火災現場での消火活動など基本的に男女問わず同じ活動を行う消防団も増加している現状にあります。

また、少年消防クラブの発展は、少年少女自身によって、災害や防災について学ぶ貴重な機会であるとともに、地域の将来の地域防災を支える人づくりとして貴重な意義を持っております。特に、阪神淡路大震災や東日本大震災などの経験を通じて、防災には専門の行政機関のみではなく、地域の住民や企業、団体など、幅広い地域全体の平時からの取組による地域防災力が不可欠であると認識されるようになり、その中で、少年消防クラブは、将来まで考えた広い意味でその重要な一翼をなすものと考えているところであります。さらに、少年消防クラブは、少年少女が防災を通じて地域と関わりを持ち、ある程度の幅を持った年齢層の方々と交流経験を持つ機会となり、人間形成や地域社会への参加の面でも大きな意味を持つと考えます。

しかし、全国的に少子高齢化の発展など、社会情勢を背景にしてクラブ員が減少傾向にあります。一方で、災害に強い安心安全な地域社会をつくるためには、住民の防火・防災意識の高揚や地域ぐるみの防災体制を確立することが求められています。このことを考えれば、少年消防クラブ活動を通じて、子どもの頃から防災教育を行うことは非常に有効であり、将来の地域防災を担う人材を育成するという観点からも、極めて重要であると言われていたところでもあります。

この事業は、昭和50年から少年消防育成事業も開始され、昭和51年には婦人防火指導者研修会が開催、さらに、昭和54年度には都道府県及び市町村幼少年婦人防火委員会の設置促進が開始されています。また、昭和56年には、幼年消防クラブの事業を始めるなど、その歴史は古くから行われている現状であります。

お隣の鹿角市を見ますと、少年消防クラブ34団960人、幼年消防団9団438名、婦人消防クラブ3団40人、計46団1,438人で形成されており、消防訓練大会や火災予防防火PR、救急講習会、もちろん出初め式などの活動も行っています。

お隣ではこのような活発な活動ができているのに、小坂町としてなぜこの事業を展開していないのか、また、なぜできないのかを、町としての見解を伺いたいと思い、1の町としての対応についてと2の教育の一環としての指導はできないのかを伺います。

最後に、岸田新総理が打ち出した新しい資本主義について質問させていただきます。

政府は、11月19日に決定した経済対策のほか、看護師をはじめとする病院の看護職員に

ついて、来年2月から収入を1%程度、月額にして4,000円を引き上げる方針を示しております。今後も段階的に引き上げ、3%を目指すとしております。政府が介護職員らの賃上げを打ち出したのは、職員の責任の大きさの割合に賃金水準が低いことや、慢性的な担い手不足の原因が指摘されていることからであります。この対象になるのは、コロナ医療など一定の役割を担う機関に勤務する看護職員や准看護師らも含まれております。保育士や幼稚園教員や介護、障害福祉職員については、来年2月から収入を3%、月額にして9,000円ほどを引き上げるとしてあります。いずれも、一時的には補正予算で手当てし、継続的には来年度の当初予算で検討するとしてあります。

発言の内容にも記載しておりますが、国の具体策がまだであります、小坂町では、役場職員に直接関係したものではありませんが、小坂町社会福祉協議会や小坂マリア園などの補助金に関係してくるのではないかと考え、基本的な対処を考えておくべきと思ひ、質問させていただきました。

以上、発言の内容6件に関して、発言通告書に基づき質問させていただきました。

なお、答弁の後、不明な点等に対しては再質問させていただきたいと思ひますので、よろしく願ひします。

○議長（目時重雄君） それでは、6番議員の一般質問に対し、町長並びに教育委員会教育長の答弁を求めます。

まず、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、第6次小坂町総合計画での資源循環の推進における生ごみの処理についてのお尋ねであります。

第6次小坂町総合計画における基本構想のまちづくりの目標として、基本目標4に「自然とともに、これからも暮らし続けたいまち」を掲げ、土地利用・環境、景観の保全・循環型社会の取組の一つとして、資源循環を推進することとしてあります。そして、その推進項目に生ごみの処理やごみ分別の意識高揚を示してあります。

町における生ごみ処理の取組状況についてでございますが、食品残渣堆肥化事業として、平成9年8月から小中学校と福祉施設の食品残渣の堆肥化を試験的に実施し、その後モデル自治会での取組を経て、平成17年4月から中央地区で生ごみの分別収集を開始いたしました。

収集された生ごみは、小坂クリーンセンターにおいて堆肥化を行い、完熟堆肥を生ごみ収集参加者に無償提供しておりました。

ところが、平成26年に全国的なPED・豚流行性下痢が発生したことにより、小坂クリーンセンターで生ごみの受入れができなくなったことから、やむなく平成26年4月以降生ごみの収集を中止しております。

ご参考まで、平成17年度の回収量は9万4,645kg、平成25年度は11万7,050kg収集しております。

このほか、町では平成3年4月から小坂町食品残渣堆肥化促進事業により、家庭から発生する食品残渣の堆肥化を促進するため、コンポスト容器や生ごみ処理機等を購入する方へ補助金を交付し、平成28年6月からは小坂町家庭用生ごみ処理器モニター事業により、コンポスト容器や家庭用生ごみ処理機の貸出しを行い、生ごみの堆肥化の推進及び意識の高揚を図るとともに、環境に優しい循環型社会の構築に取り組んでおります。

ご参考まで、令和2年度末のコンポスト容器の普及件数は、累計で1,011件となっており、引き続きコンポスト容器や生ごみ処理機の普及に努め、家庭における食品残渣の資源循環を推進してまいりたいと考えております。

次に、小坂町消防団の未来について、1点目の幼少年婦人防火委員の構築についてのお尋ねであります。

初めに、災害に強い安心安全な地域社会をつくるためには、町民の防火・防災意識の高揚や、地域での防災体制の構築が必要であると考えております。また、子どもの頃から、保育所や学校で防災教育を行うことにより、将来の地域防災を担う人材を育成するという取組も重要であると認識しております。

このことを踏まえ、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの構築についてのご提案に対する考えをお答えいたします。

まず、小坂マリア園におきましては、避難訓練を毎月実施しているほか、消防署職員立会いの下、煙体験や保育士による初期消火訓練を行っていると同っております。幼年期において、防火・防災について繰り返し学んでいることから、このことに加えてさらに幼年消防クラブを組織化することは、現在のところ考えておりません。

また、小坂小学校、小坂中学校におきましても、定期的に避難訓練や消火訓練などを実施しており、防火や防災についての知識を学んでいること、各地域においては子どもの人数が減少していること、さらに学校活動の繁忙化などによりクラブの結成が困難な状況であるこ



とから、幼児同様に少年消防クラブの組織化は難しいものと考えております。

次に、婦人防火クラブについてであります。婦人または女性防火クラブは、家庭で火を使う機会の多い女性の方々の防火意識を高め、家庭からの火災発生を未然に防止することなどを目的に結成されている団体であります。

小坂町におきましては、団体はございませんが、自治会で結成されております自主防災組織の活動として、炊き出しや救護活動などはもとより女性も積極的に参加し役割を担っております。そのため、婦人防火クラブを組織化することも、現在のところ考えておりません。

なお、ご提案のありました、各消防クラブ活動におきましては、鹿角市において活動されておりますので、今後も参考にしてまいりたいと存じます。

併せて、小坂町の防災力を向上させるため、消防団の強化はもとより、小中学校での避難訓練や防災教育の一層の充実を図り、自治会などで結成しております自主防災組織のさらなる結成拡大と活動充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新しい資本主義提案についてのお尋ねであります。

新しい資本主義の実現に向けた提言の内容は多岐にわたり、デジタルトランスフォーメーションの推進、地方活性化に向けた基盤づくりなど、今後地方自治体に取り組むべき課題が示されていると思っております。公的部門における分配機能の強化では、介護、保育などの現場で働く方々の収入増につながる抜本的見直しを検討するとしておりますので、国の動向を見極めながら、速やかに対応できるよう準備を進めてまいります。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、川上公民館整備事業についてのお尋ねであります。

実施計画は令和3年4月に策定されました第6次小坂町総合計画の基本構想に掲げた町の将来像「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」の実現を図るため、基本目標に基づいて取り組む事業を示したものであります。また、社会経済や財政状況等を勘案しつつ向こう3年間の計画を策定し、柔軟に対応できるよう毎年度見直しを図りながら取り組むこととしております。

その中で、令和4年度に体育館改修についての川上公民館整備実施設計及び体育館改修工事、民具等移送と掲載されております。この体育館改修工事には、川上公民館との渡り廊下設置工事のほか、耐震改修工事、照明LED化工事などを計画しております。

なお、実施年度につきましては、他の施設改修工事との優先順位、財政状況などを鑑み、変更となる場合もございます。

次に、小坂町消防団の未来について、2点目の幼少年に防火における教育を幼少年防火クラブとして立ち上げ、教育の一環として構築することのお尋ねであります。小坂小・中学校では、小坂小・中学校防災管理計画に基づき、毎年避難訓練を実施しております。児童生徒へは、避難訓練等を通じて防災教育、火気使用または取扱いに関する指導を行ってきております。また、夏季、冬季休業前には、お便り等を配布しながら指導を徹底しているところがあります。

小坂マリア園におきましても、定期的に避難訓練等を実施していると伺っております。

そのため、教育委員会としまして、幼少年防火クラブ立ち上げの取組は考えておりません。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 町長並びに教育長、答弁ありがとうございます。

大変詳しい内容で、再質問というような状況にはならないかもしれませんが、幾つか聞きたいことがありますので、では、まず6次総の答弁について再質問させていただきます。

小坂町のごみの減量の手段として、答弁にありました各家庭のコンポストの容器に補助をする制度を扱っていると。しかしながら、私が町部の人間ですが、あまり町部ではコンポスト、緑の容器ですか、見かけることがないというように感じています。

そこで、質問です。

答弁の中にあつた累計1,011件のコンポストがあると答弁でおっしゃっていましたが、いわゆるこの家庭用ごみ処理器の成果については、どのように観察しているのか伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） まず初めに、鹿角広域行政組合のごみ排出調べによる資料でございますが、令和2年度におきましては、生ごみのコンポスト量としまして48tということの資料となっております。これに基づきまして、まず、町内の各ご家庭におきましては、生ご

みの分別が行われておりまして、ごみの減量並びに資源循環の意識の高揚が図られているものと思っております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

町民課長の持っているデータと私が持っているデータ恐らく同じだと思うのですが、鹿角広域行政組合が監修したデータとして48tというのが出ています。恐らくこの数字というものに関しては、累計のコンポストの件数に各個人が出されるであろうごみの量を掛けて算出されたものであると考えます。

そこで、再度質問しますが、令和2年度においてのこの補助件数は何件あったか教えていただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 令和2年度におきましては2件の補助がありました。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

令和2年度における2件という数が多いか少ないかということを考えますと、かなり少ないものを感じております。このような状況を、再度質問しますが、どのような認識を持っているのか、累計では1,011件という、しかし令和2年度では2件と、かなり数少ない状況が続くのであろうという、そういうものに対してどういうふうな認識を持っているのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 議員おっしゃられるとおり、令和2年度におきましては2件ということで、累計でまず1,011件となっておりますが、実際どのくらい普及されているのか、まだ実際、実態把握しておりませんので、今後も実態調査並びにコンポスト容器の普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

この結果を見ると、さらなる推進が必要と考えます。大変でしょうけれども、その辺を啓発を頑張っていただきたいと思えますし、また、今言われた2件という数少ない状況の中で、今後さらにこの事業を推し進めていくという考えが、どのようなことで推進していくのか教えていただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 町の広報やホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） そうですね、啓発事業としてももう少し力を入れて、生ごみの資源化、循環型社会の形成という状況の中での考え方を推し進めていただければと強く思いますので、よろしく願いいたします。

そういう中でも、若い世代の提案として、今、都会ではバッグ型のLFCコンポストなるものがあります。買物籠の大きさのものですけれども、そのように都会では提案されている中で、これデザインも結構おしゃれなものがありまして、堆肥をベランダ野菜に与えて育てるなどとしている例もあります。町としてもそのようなものも推奨できればいいのかなと思っておりますので、やはり、さきに述べた小坂町行政として取り上げていただければなというふうに思っております。

そのような状況ではありますが、今、家庭用の生ごみの資源化ということで、実際、コンポスト使うのは2件という数少ない中では、かなり、推進していくにしてもその量が少ないと、そうなればどうすればいいかということになると、やはり行政で少し大きなものと考えていかなきゃならない。実際、答弁にありましたように、桃豚さんでの堆肥化が1回なされていると、ただ、諸事情で頓挫したという状況もありますが、実は、平成17年に鹿角広域の議員視察で、山形にある内城菌による生ごみ再生化事業を展開している堆肥工場を視察しております。

この内城菌なるものは、50年も前に内城本美さんという方が発見、培養して、生ごみを資源化してリサイクルするというで注目された菌であります。この菌は、好気性菌で、最初に臭い消すバクテリアが繁殖して分解を進める特徴があると。いわゆる好気性であることによって臭いを消す、これ、嫌気性の菌であれば臭いが発生して、皆さんもお分かりのようになりかなり臭いがきついという状況の中で嫌がられる、そういう中ですが、これ、好気性というものなので、臭いはほとんど感じなくなるというような状況。その内城菌が分解した生ごみを原料とした堆肥肥料は、農業用土壌改良や家畜の飼料として大変効果が上がっていると聞いております。

この菌を利用した会社が、実は秋田県由利本荘市にあります。株式会社さいせいというところが生ごみの資源リサイクルによる肥料を販売しているところであります。この肥料の効

果は、作物が無病で育ち、収量が増すことや、発酵効果で地温が上がり、冷害に強く、そして、栄養価が高く安全でおいしい作物が取れるとしております。そして、増田町にあるながい農園でのサクランボやリンゴなどの実証では、果実類の実が締まり、玉の伸び、艶、甘味、酸味、そして、香りが立つとされております。

このようなことから、この菌を利用した堆肥作りを事業として展開させ、行く行くは小坂町のブドウ栽培に活用し、よりよいワインを造り出せるような展開を考えてはいかがでしょうか。突然の提案ですが、このようなものがあることについて、町としてどのように考えていけるものなのか、副町長、お考えがありますでしょうか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 今、秋元議員から提案がありました生ごみ堆肥化につきましては、今、紹介ありましたのは、民間事業者が取り組んでいる事例だというふうに伺いました。こういった民間事業者が、小坂町においてそういう事業が展開することが可能かどうかということにつきまして、関係機関といろいろ相談してまいりたいと思います。

公的機関がそういうことをやることにつきましては、費用対効果、いろいろそういう面についていろいろ難しい点があるかと思っておりますので、民間事業者さん等いろいろな方面と検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 大変前向きな回答ありがとうございます。ぜひ、できる、できないは別にして、研修しながら進めていただければと思います。

いわゆるこのことに関しては、金銭的な費用対効果というよりは、小坂町の観光産業に対しての費用対効果でも捉えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、川上公民館事業についての質問であります。連絡通路を造ることで住民の方々も安心すると思っております。今の答弁では、連絡通路が入るという状況ですので、住民の方々も安心すると思っておりますが、この実施計画で、今、教育長の答弁にあった令和4年に実施計画が記載はされております。しかしながら、諸事情で延びるというようなことも考えられるという答弁をいただきました。ということは、令和5年ないし令和6年に延びるということは、これでいくと、旧川上公民館の解体もそれに沿って延びていくような状況である。

ちょっと一つ聞きたいのですが、この事業費5,000万円、この5,000万円は、自主財源から出されているというような状況であると聞きましたが、何か交付金事業とかに当てはめることができないのか、ちょっと伺います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 交付金に当てはまるかどうかはちょっと承知しておりませんが、いずれ高額でありますので、起債等活用することになるかと思えます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） すみません、よく聞き取れなかったのですけれども。

自主財源ということであれば、昨年度1億円がたしか積み立てられている中での5,000万円ということになれば、残りまた5,000万円しかなくなると。また、それによって、次年度7,000万円の解体の費用がかかるといって、またその積み立てている1億円の中からまた算出されると、かなりちょっと無理な事業なのかなと思いつつも、私個人的に思っている状況にあります。ちょっと話それましたけれども、その事業自体が延びていく状況の中で、今、住民の方が心配しているのは、トイレ事情であります。冬期間のトイレ事情。

今、新しい体育館で健康増進に励んでいる方々がトイレをしたいとなると、この冬期間、ふぶいている中で靴を脱ぎ、また履き替え、寒い外に出て、また靴を脱ぎ、トイレに行って、また靴を履き、また冷たい外に出てというような、かなり苦痛に感じている住民の方の声が多数あります。そういう中で、令和4年度の事業としてやるにしても、この冬、そういう方々のトイレ事情を考慮して、何かそれに対応することができないのかというふうに住民の方から言われております。私が調べたところによりますと、旧公民館の浄化槽、今、廃止ですか、停止ですか、しておる中で、これを開始するということになると、鹿角協業組合さんに確認したのですが、単独槽ということで、これは再開できないと。新設するにしても、合併浄化槽じゃないと新設できないという浄化槽法の法律がありますので、そういう中では、あそこは使用できない。

そう考えると、体育館の隅に、ちょっと今は使われていませんけれども、くみ取式のトイレがあります。倉庫になっている状況の中では、水回りとかそういうものを整備しないと、またこれできない状況にあると。そうすると、何かあるとすれば、つなぐということになると、建築の耐震とかそういうものに関わってできない状況ですけれども、少し縁を切るという状況の中で、雨、風、雪をしのぐぐらいの通路を新しい公民館のほうにつなげていただければ、それは対処できるじゃないかというふうに考えていますが、その辺の冬期の事情をどのように考えているか、教育委員会に伺います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 冬期間、特に、体育館の冬期間の利用者については、

新しい公民館までトイレに来なければならないということで、大変遠いということで、要望を伺っております。それで、旧公民館のトイレを活用できないか、また、体育館についている小学校時代に使っていたトイレがあるわけですがけれども、そこも活用できないかといういろいろ調べたのですが、多額の改修費がかかるということで、それは断念しております。

今考えているのは、冬期間だけでも、仮設のトイレを体育館のほうの入り口のところに設置しまして、靴を履き替えなくてもできるようなということで、応急的に仮設のトイレということで、今、考えているところです。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

そういう状況であれば、地域住民の方にも納得していただいて、早急にそういう対処をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いわゆるこの質問に関しては、町長が掲げておる住民目線ということで行政を進めていただきたいと思いますので、再度よろしくお願ひしたいと思います。

次に、消防団の未来についての再質問であります。答弁では、今の時点では消防訓練とか、そういうものに十分対応している状況の中では、クラブを組織しなくてもいいのじゃないかということで、考えていないということだったのですが、私が質問したのは、消防団の未来についてであります。現状の防災・減災についての対応はかなり十分なものと考えております。しかしながら、未来を考えると、人口が少なくなっていく中で、また、若者が町から出ていく中で、消防団の未来が危機を感じているところであります。その危機を脱する一つの手段として、子どもの頃からの防災・減災の知識をもっと広くそして強く求めていけば、これは、小坂町の消防団の未来につながるものではないかというところの質問であります。

また、消防団だけではなく、消防吏員、いわゆる消防職員の人数も、また、応募する人数も都会では減少している状況にあります。これが、鹿角地域においてもそうなる可能性を秘めていることから、子どもたちが、この小坂町を守っていくのだという意識を強く持つていくためのことでの質問でありますので、教育委員会としても、町としても、十分な対応という答弁ではあるのですが、もう少し未来のことを考えて、将来小坂町の防災・減災について推し進めていっていただけるとと思います。

もちろん、幼少年婦人消防クラブに関して、鹿角市の事務は鹿角広域行政組合が行っています。小坂町においては、小坂町の職員が行っています。これは、はっきり言えば、小坂町の職員は職務外の仕事になっております。そういう中で、本当に大変だと思います。しかし

ながら、先ほどから言っていますように、小坂町の未来を見据えた場合に、さらなる職員の頑張りに期待するところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、さきに述べた経済対策に盛り込まれた介護職らの当面の処置としての位置づけで、継続的な引上げは公的価格評価検討委員会が年度末までに一定の方向性を示すとしております。ただ、継続的な賃上げは多額の財源が必要となっております。介護報酬を上げれば、利用者の自己負担額や介護保険料の引上げにつながる懸念があります。その後の継続的とはどのような方向なのか、また、国の交付金事業が終了した場合、町の負担増となるのではないかと懸念しているところでありますが、そのことを踏まえ、私としても、この事業を注視していきたいと思ひているところです。

以上、一般質問を終わります。

○議長（目時重雄君） これをもって、6番、秋元英俊君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

3番。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） 3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

1番目に、オンラインアプリの活用のお話でございます。

2020年後半から、新型コロナウイルスのパンデミックになってから、医療機関はもとより、介護施設においても、面会の制限があり、身内であっても面会ができず、精神的にもつらい日々を過ごされた方が多数おられたということをお伺いしております。最近では、オミクロン株という、デルタ株よりもさらに感染力の強い変異型ウイルスが各国で確認され、日本の空港では、今、水際対策が取られている模様です。

そのような中で、昨年2月頃から、県内の医療機関でもアプリを利用してのオンライン面会サービスが行われ始めました。患者に限らず、施設で心細く過ごされている高齢者の方々もおあり、声だけでなく、家族の姿や表情を見ることで安心されるなど、心のケアも重要なことと考えております。



1点目に、町内の介護施設等において、オンラインアプリを利用しての面会は行われておりますか。

2点目に、今後、感染症が拡大した場合に限らず、オンラインアプリ等を利用すべきと考えますが、いかがですか。

3点目に、デジタル化に伴い、上手に活用することで心のケアや意思疎通に有効と考えます。町として今後どのように働きかけをしていくのかをお知らせください。

続いて、2番目に、再生可能エネルギーの活用についてでございます。

現在は、世界的にも原油価格が高騰し、アメリカ、日本では備蓄していた原油の一部放出を決め、少しでもガソリン価格や灯油価格がこれ以上高騰しないよう策を講じているところでもあります。世界的にも、カーボンニュートラル、脱炭素化を唱え、火力発電などで石炭を使用している日本にとっては、経済的にも大きな打撃を受ける形となっております。地球温暖化に直接影響を与えている炭素を軽減するため、各国では、脱炭素を目指して努力をしているところです。限りある資源エネルギーよりも、クリーンで自然の力を生かした循環型の再生可能エネルギーがさらに重要な鍵となっている現状です。災害もさらに頻繁に発生していることから、災害時にはやはり町独自でエネルギー供給ができることが重要ではないでしょうか。

私は、9年前から毎年のように再生可能エネルギーの活用についての一般質問を繰り返してきました。また、産業教育常任委員会でも、自然の力を利用した小水力エネルギーで発電できないかといろいろな発電案を工夫し、提案し、調査しながら、可能な箇所を見つけ、必要性を強く訴えてまいりましたが、進んでいるのかが目に見えてきません。

そこで、質問です。

1点目に、町の再生可能エネルギーの現状、進捗状況はどのようになっていますか。

2点目に、町の将来に向けて、自然を利用していくエネルギーの確保が重要と考えます。今後進めていくお考えはありますか。

以上、2点について質問いたします。

続いて、3番目の質問でございます。

援助を必要とするマークの周知についてでございます。

身障者マークやシルバーマークなどは身近に使用されているため、認知度があり、知っている方の割合も多いと思いますが、ヘルプマークやマタニティマークなどのマークは目にする割合が低いと、認知度も低いようです。先日、教育長に確認したところですが、小学生

や中学生の生徒はこのことを知っておりますかということをお伺いいたしました。このような援助を必要とするマークの種類や意味は、教育の中で取り入れられているとのことで、ほとんどの子どもたちは理解して知っているとのことでした。それよりも、中高年の年配の方が知らない割合が多いようです。

実は、こんな相談を受けました。東京から越してきた方で、小坂町の方ではありませんけれども、公共機関のバスを使って小坂も含む鹿角管内を移動することもあり、必要なことだと思いましたので、お話しさせていただきます。

難病の内臓疾患を持った若いお母さんですが、はた目では普通の健康体の人と変わらないように見えます。しかし、難病のため体が疲れやすく、休み休み行動しなければ生活ができません。ある日、子どもを連れて買物をした後、バスに乗車し、体がつらくなったので、グリーンシートに座ったそうです。後から乗車してきた高齢者の方に、若いのに何でそこに座っているのかと責められ、ヘルプマークを提示して説明したのですが、そんなもの知らないと分かってもらえなかったそうです。責められた挙げ句捨てぜりふを吐かれ、椅子を蹴飛ばされて大変嫌な思いをされたそうです。一部の方のモラルの問題だと思えますけれども、大変な病気を持って助けを必要としているのに、なぜこのような理不尽な目に遭わなければならないのか、あつてはいけないことだと思います。障害者マークでは分かってもらえるのに、ヘルプマークだと分からないというのも不思議な話だと思います。

そこで、質問です。

ヘルプマークやマタニティマーク等、援助を必要とするマークを町民に周知しているかどうかお伺いいたします。

続いて、4番目に、I o T利活用型みまもりシステムについてでございます。

I o Tというのは、インターネットオブシングスの略で、モノのインターネットと訳されて、全てのものがインターネットにつながることでそれぞれのものから個別の情報を取得でき、その情報を基に最適な方法で制御できるという仕組みでございます。

秋田県では、2018年の高齢化率が36%と全国でも第1位で、年々高齢化率が上がっており、さらに、独り暮らし世帯も増えており、安否確認の見守りが重要な時代になっております。小坂町の高齢者も独り暮らしの世帯が多くなり、先ほど、5番議員も同じようなことをおっしゃっておりました。

特に、このコロナ禍において、安否確認が必要になってくるものと考えます。独り暮らしの高齢者や持病などがあり不安な方にはペンダント式のふれあい安心電話を利用していると

いうお話を伺っております。また、安否確認のための方法として、セコムの親の見守りプランや象印の見守りポット、ヤマト運輸、日本郵便局などと協定を結ぶなどして、異常を知らせるメールを受け取った家族や知人がそこに行くことが困難な場合に、当該地域の配達員が代理で安否確認の訪問をするというシステムもあるそうです。

私が今紹介するのは、高齢者の見守りの手段の一つとして、個人向けのNTTレゾナントより、ウェブ上で、g o o o f t h i n g s でんきゅうという個人向けの電球と、法人向けのNTTコミュニケーションズのみまもり電球という通信機能を内蔵した電球による非対面型の見守りシステムです。見守り電球をトイレなどに設置し、電球の点灯情報から異常を検知して、そのデータが家族あるいは町の社協などのスマホやパソコンなどに届くシステムで、特徴として、設置が簡単であるということ、点灯情報のみなので、使用者のプライバシーが守れるということ、電球の点灯情報から生活リズムの把握ができるということで、社会的孤立や孤独死、病死、災害時における逃げ遅れを防ぐという効果が期待されます。

東北では、青森のむつ市が昨年の2月から9月まで実証事業を経て、今年の4月から補助事業を開始したそうです。また、宮城県の大河原町も個人向けの実証事業を今年8月から開始しております。

そこで、質問です。

町ではI o Tを活用した見守り等は行っておりますか。お伺いいたします。

以上の質問をいたします。町長答弁の後、不明な点については再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 3番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、オンラインアプリの活用についてのお尋ねであります。

町内介護施設等でのオンラインアプリを利用しての面会の実施、感染症等の拡大時以外でのオンラインアプリの利用、町の働きかけの3点についてのお尋ねでございますが、まとめてお答えさせていただきます。

昨年の新型コロナウイルス感染拡大により、各施設において新型コロナウイルス感染経路を遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、各施設で面会を制限いたしました。

厚生労働省から、高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について、昨年5月15

日付事務連絡が発出され、利用者とその家族等との間で、家庭にしながらオンライン面会を行うことが望ましいとされ、地域医療介護総合確保基金を活用したICT導入支援事業、秋田県では介護ロボット等導入推進支援事業で導入したタブレット端末等のハードウェアをオンライン面会に使用しても差し支えないと緩和されたことから、この補助金を活用し、オンライン面会用の端末を購入した施設があると伺っております。

当町では、社会福祉法人小坂ふくし会が運営する3施設、医療法人寿光会が運営する1施設、社会福祉法人花輪ふくし会が運営する3施設のうち1施設は、早いところで昨年8月から、それ以外の施設は本年2月からタブレット端末を利用したオンライン面会を実施しております。

これまで、小坂ふくし会の3施設で25件、寿光会の1施設で2件の利用実績があり、花輪ふくし会の1施設は、利用できる環境にあるものの実績はなく、2施設については、要望があれば個別に対応する予定であるとしております。

オンラインで使用するツールは、LINE、Zoom、Skypeなど、家族の要望に応じて対応しているとのことでありましたので、ふだんから遠方の家族等への対応も、引き続きお願いしているところです。

次に、再生可能エネルギーについての1点目の活用の現況と進捗状況のお尋ねであります。

最初に、町の再生可能エネルギー活用の現況についてお答えいたします。

町の施設で整備済みの再生可能エネルギー利用施設としては、1つ目が平成27年7月から使用開始している、役場本庁舎に設置した太陽光発電であります。日照の状況により変化いたしますが、想定している年間発電量は3,650キロワットで、総務課事務室のコンセント、トイレ照明、廊下照明の一部で使用しております。

2つ目は、現在整備中の十和田湖和井内道の駅に設置した木質バイオマスボイラーです。これは令和2年度に環境省の補助事業を活用して設置したもので、施設の暖房、給湯に利用いたします。この設備は平時の温室効果ガス排出抑制に加え、停電などの非常時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能と考えております。建物は既に完成しており、令和5年の道の駅オープンから稼働いたします。

以上2つが、現在町で設置している再生可能エネルギー利用施設です。

再生可能エネルギー利用の進捗状況についてですが、平成30年度の産業教育常任委員会による発電への小水力利用の提言を受けて、幾つかの検討をしてみました。この中で一番可能性の高い砂子沢ダム維持放流水を活用した小水力発電について、7月に秋田県産業労働

部公営企業課へ出向きお話を伺っております。

令和2年3月議会の本田議員の一般質問でもお答えしていましたが、以前秋田県が砂子沢ダム維持放流水を活用した小水力発電の可能性について調査したところ、多額の事業費がかかり採算性が悪いため整備は当面保留するとしたところでございます。

しかし、国がカーボンニュートラルの方向性を示したことから、発電施設がないダムには新たに設置するよう国が要請することが考えられ、その際には、県として砂子沢ダムにも発電設備を設置することになるだろうと伝えられております。このこともあり、町が行おうとする砂子沢ダム維持放流水を活用した小水力発電施設の整備については、現段階では保留としております。

そのほか、小水力発電には上水道配水管を活用したものや、町に数多く存在する河川砂防ダムの落差を活用したものが考えられ、それらの可能性についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

2点目の、町の将来に向けて、自然を利用したエネルギー確保が重要と考えるが、今後進めていく考えはあるかのお尋ねであります。

第6次小坂町総合計画では、本町の地勢に適合した地域資源を有効に活用することができる省エネルギーの推進や新エネルギーの導入を図っていくこととしております。持続可能なまちづくりに寄与するような自然エネルギー活用の可能性について、調査を続けてまいります。

次に、援助を必要とするマークの周知について、町民にどのように周知しているかのお尋ねであります。

社会生活において、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせるため、様々なマークがあります。心臓や内臓疾患など内部障害のある方が示すハート・プラスマーク、義足や人工関節を使用している方、難病、内部障害や発達障害の方が示すヘルプマークとヘルプカード、耳が不自由な方が示す耳マーク、介護する方が周囲から偏見や誤解を受けないよう介護中であることを示す介護マーク、妊産婦を示すマタニティマークなどがございます。

町では、こうした配慮を必要とする方へのマークの交付は、平成29年12月1日から、県が実施しているヘルプマークのみでございます。

11月30日現在、町民で対象となる障害をお持ちの方5人が交付を受けており、対象となる方へは、障害者手帳等の交付時や広報で制度を周知しております。

バリアフリーは、多様な人が社会に参加する上での障壁をなくすこと、多様な人たちのこ

とが考慮されていない社会は、障害のある方はもちろんのこと、高齢者や妊産婦など支援が必要な方へ配慮し、どんな立場でも安心して自由に生活できるよう、建物や交通機関などのバリアフリーだけでなく、お互いさまの精神で一人一人が多様な人を思いやる心のバリアフリーを改めて目指す必要があると考えます。

そのためにも、議員ご指摘のとおり、制度理解を促すためにも、様々なマークの意義について、定期的に広報等で町民に周知してまいります。

次に、I o T利活用型みまもりシステムについてのお尋ねであります。

現在、高齢者の見守りサービスは、電気ポットの使用状況、LPガスの使用量、電球の点灯状況などを活用したセンサー型見守りサービス、郵便局員が訪問し生活の様子を直接確認するなどのコミュニケーション型見守りサービス、安否確認のほか、オペレーターが24時間365日生活をサポートするなどの複合型の見守りサービスなど、多数の民間会社でニーズに沿ったサービスを提供しており、各サービスとも、遠方に暮らすご家族にメール等で状況が報告されるサービスと承知しております。

お尋ねのI o T、モノのインターネット機器を活用しての見守りは、町では事業を実施しておりませんが、平成5年4月から秋田県社会福祉協議会が運営主体である電話回線を利用する緊急通報システム、通称、ふれあい安心電話を活用し、現在18人の方が利用しております。

しかし、秋田県社会福祉協議会では、来年度から事業を民間会社へ移行し継続することになりましたので、町社会福祉協議会と今後、安心感のあるサービスをどのように提供すべきかなどについて、協議を行っております。

携帯電話普及により、自宅の固定電話を廃止している方も増え、この場合、希望しても、ふれあい安心電話の設置ができず、先ほどの5番議員へお答えした、地域支え合い体制構築による地域の方々の見守りと併せて、夜間等の対応も踏まえた、I o Tを活用した高齢者等の見守りは、今後利用される方が増加すると思われますので、こうしたサービスも視野に入れた事業も必要であると思っております。

初期費用や月額利用料がかかるなど、サービスも様々ございます。利用者ご自身の生活状況に合ったサービスを選択できるようにすべきであると考えますので、見守り事業の在り方について再考してまいります。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございます。

1番目のオンラインアプリの活用についてのことについては、実績もあり、しっかりサポートしていただいているということを確認いたしました。小坂町では、既にアプリを使っているのオンライン面会が実現できているということで、早急に対応していただいたこと、また、心のケアができていることを高く評価したいと思います。

このオンライン面会は、今、コロナ禍だからということではなく、これから先、さらにデジタル化が進んでいく中で、様々な便利なアプリ等も増えてくることと思います。また、今ではオミクロン株という新しい変異ウイルスも出現し、パンデミックが収まったとしても今後いろいろなパターンが考えられます。そのような中でも、アプリを駆使してのコミュニケーションはとても重要です。これからもずっと続いていくものと考えますので、アプリ等をうまく使いながら、利用者さんとその家族の絆を守っていただきたいと思います。

1番目の質問については、これで終わります。

続いて、2番目の再生可能エネルギーの活用についての質問でございます。

今、国がそういう動きになっているということで、もしかしたらそういう可能性があるかもしれないというお話でした。しかし、まず保留という段階でありますので、ぜひ、そういうお話が国から来たときは進めていただきたいし、まだこのエネルギーを、今本当に大変供給が難しいという状況になりましたし、以前、東日本大震災があったときは、ガソリンもこちらのほうへ流れてこなかったという現状がありますので、そこで、災害時、小坂町で発電するとすれば、何日くらいもつのか。何か発電機で大体賄えるというお話を、前、伺った記憶がありましたので、もし分かりましたらお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 役場の対応についてのお答えをさせていただきます。

万が一、東北電力の送電が止まった場合に、それが復旧するまでの間、自家発電で乗り切るという備えをしておりますので、24時間の対応は可能となっております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） 24時間ということは、1日しかもたないということですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 施設的にはそのようになりますが、燃料が続けられれば、引き続き稼働は可能となります。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

それでは、2日、3日と長引いたときには、そういうことは、それ以上延びると供給できないということになりますね。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 長引いたときは、そういうことになります。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） 災害時に、1日で災害が終わるというわけではないし、2日、3日、最低もたなければいけないものと認識しております。これでは何か、安心安全といっても1日しか安心安全が続かないのであれば、皆さんが不安になるのではないのでしょうか。そのために、これからどうしていけばよいかという、町の何か考えとかがありましたら、お願いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 緊急の発電装置の増強なりということもそうですが、今、議員のご提案がありますように、自然エネルギーを活用した方向性についても検討してまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

ぜひ、その再生可能エネルギーを生かして、それこそ、今こそ、町独自の力でエネルギーを供給できる体制を真剣になってつくっていかなくてはならないときと考えております。ぜひ、前向きにご検討いただいて、災害に強く安心できる強い備えのある町として町民の暮らしを守っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、2番目の質問について終わります。

続いて、3番目の質問について、広報などに載せて周知するとのことでしたが、広報に載せるのもよいかと思いますが、公共施設等のトイレのドアなどに表示するのも効果があるのではないかと考えます。いずれにせよ、このような事例がないとも限りません。町民の方々に広く知っていただき、みんなでお互いを助け合いながら、ヘルプマークや、ほかにも支援を必要とする方のマーク等の意味をしっかりと理解していただき、みんなで温かい気遣いができるよういろいろな方法で工夫しながら周知の徹底ができますことをお願いいたしまして、3番目についての質問を終わります。



続いて、4番目の質問について、再質問はございません。

いろいろなシステムがあるので、私が紹介したシステムは、個人向けで、それぞれ1万780円の初期費用と、月額638円かかります。法人向けでは、電球50個の場合、初期費用が53万9,000円、月額が4万2,900円だそうです。さらに個数が多くなれば、それだけの費用もかかることとなります。先ほど答弁した中で、様々なものがあり、企業によって見守りシステムの方法が違いますが、電球を使用する方法というのが最適ではないかと思います。

様々なシステムを重複することで、安心な生活が送れることと思いますので、いずれにせよ、小坂町の独り暮らしの高齢者や病気を患っている方などが一番使いやすく、機能的で安心なIoTの利活用型みまもりシステムの導入を前向きにご検討していただきますようよろしくお願い申し上げます。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は12月8日午前10時から再開いたします。

お知らせします。この後、各常任委員会が開催されますので、ご協力をお願いします。会場は、総務福祉常任委員会がこの会場で、産業教育常任委員会は議員室となります。よろしくお願い申し上げます。

散会 午後 2時45分